申込みのしおり

令和3年度
東京都立
霊園使用者の募集

令和3年度 募集霊園

多磨霊園　小平霊園　八王子霊園　八柱霊園
青山霊園　谷中霊園　染井霊園

申込期間

令和3年6月15日（火）から
同年　　7月　2日（金）まで

申込方法

①インターネット申込み

TOKYO霊園さんぽ　検索

https://www.tokyo-park.or.jp/reien/

②郵送申込み（専用の申込書を使用）

※いずれかの方法により1人1か所の申込みに限ります。

新型コロナウイルスの影響によりスケジュール等が変更になる場合があります。最新の情報に関しましては、都立霊園公式サイト「TOKYO霊園さんぽ」をご覧ください。

問い合わせ先

応募に関する問い合わせは、チャットボットをご利用ください。
※詳細は表紙うらへ

※スマートフォンで表示されない場合はPC版でご覧ください。

イメージキャラクター
みたまちゃん

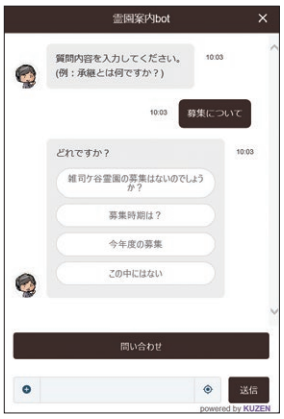

※イメージ

募集専用番号　**TEL 0570-783-802**

受付時間　9:00～17:00（令和3年7月7日まで）

※募集期間中は問い合わせが多く、電話がつながりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

本書巻末に申込書があります。

都立霊園の申込みはインターネット申込み又は

ご自宅にパソコンをお持ちの方、スマートフォンをお持ちの方は、インターネット申込みが便利です。
インターネット申込みの方には、「受付番号通知」や「抽選結果通知」もメールでお知らせします。
※通知にかかる送料のご負担がなく、「受付番号通知」「抽選結果通知」がメールで確実に受け取れます。

●インターネット申込みの手順

『ＴＯＫＹＯ霊園さんぽ』で検索

ＴＯＫＹＯ霊園さんぽ　検索

都立霊園公式サイトに入ってください！

「TOKYO 霊園さんぽ」　https://www.tokyo-park.or.jp/reien/

※検索サービスを利用した場合、石材店のサイトが前に表示される可能性がありますので、ご注意ください。

こちらの QR コードより
公式サイトにつながります。

『ＴＯＫＹＯ霊園さんぽ』ＴＯＰ画面

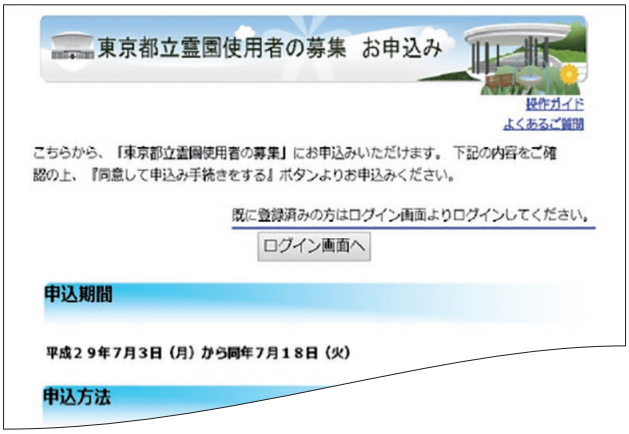

24 時間ご質問にお答えするチャットボットを開設しておりますので、お気軽にご利用ください。

令和３年７月２日（金）23 時 59 分までにお申込みを完了してください。

郵送申込みのどちらかの方法で行ってください。

ご注意ください。

- インターネットと郵送の両方で申込まれると、二重申込みとなり無効となります。
- 資格のある方１人１ヵ所の申込みに限ります。

●郵送申込みの手順

郵送申込みの方は、巻末の専用申込書と専用封筒でお申込みください。

①申込用紙は４種類あります。ご希望の施設に該当する **１枚の** 申込書をお使いください。

※令和３年度の専用申込書以外は使用できません。また、各組専用の申込書以外は受けつけられませんのでご注意ください。

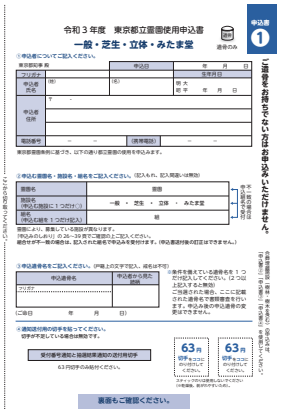

一般・芝生・立体用
申込書①

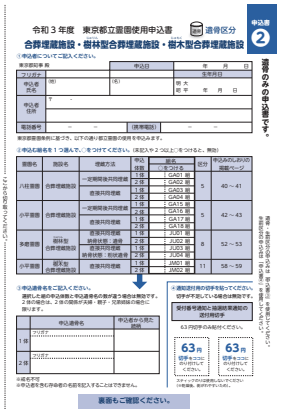

合葬・樹林・樹木「遺骨申込」用
申込書②

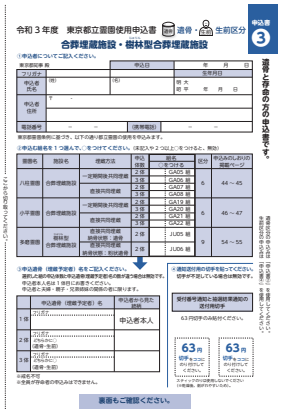

合葬・樹林「遺骨・生前申込」用
申込書③

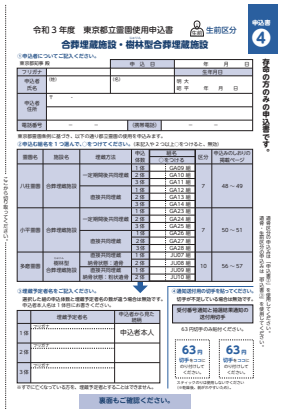

合葬・樹林「生前申込」用
申込書④

②記入例を見ながら、ご自身の申込みにあった申込書を選択し、必要事項を消えない黒ボールペンでご記入ください。

③右下に 63 円切手２枚を貼付してください。

④巻末の封筒に入れて、封筒の表に 84 円切手を貼って、ポストに投函してください。

※申込用紙以外のものを入れると、申込無効となる場合がありますので、ご注意ください。
お申込みの時はご自身で、内容を良く確認してから、ご投函ください。

令和３年７月２日（金）までの消印があるものに限り受付けます。

●申込みの取下げ

誤って二重申込みされたことに気づかれた方のために、「申込みの取下げ期間」を設けています。
下記の期間中、取下げ受付窓口に必要書類等を持参してください。
※電話や手紙による取下げ申請はできません。

新型コロナウイルスの影響によりスケジュール等が変更になる場合があります。

1　取下げ受付期間
　令和３年７月５日（月）～ 令和３年７月９日（金）
　（土・日・祝日は除く）９時～ 17 時

2　取下げ受付窓口
　公益財団法人東京都公園協会霊園課（住所：裏表紙参照）

〈必要書類等〉

①取下申請書（上記、窓口にあります。）
②申込者の実印
③申込者の印鑑登録証明書（令和３年４月 10 日以降発行のもの）
※電話や手紙による取下げ申請はできません。必要書類等に不備があった場合、申請は無効になります。

目　次

表紙うら前頁　申込みの手順

- インターネット申込みの手順
- 郵送申込みの手順
- 申込みの取下げ

申込みにあたって …… 4 ～ 6
- 募集する施設一覧 …… 4
- 用語の解説 …… 5
- 区分・申込資格の概要 …… 5
- 申込みに伴う注意事項 …… 6
- 二重申込にご注意ください …… 7
- 申込資格について …… 8 ～ 9
- よくあるご質問　Q & A コーナー …… 10 ～ 11

施設のご案内 …… 12 ～ 15
- 合葬（樹林・樹木含む）埋蔵施設の体数と組合せ …… 12
- 八柱霊園合葬埋蔵施設・小平霊園合葬埋蔵施設 …… 13
- 多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設 …… 14
- 小平霊園樹木型合葬埋蔵施設 …… 15

申込みから使用開始までの流れ …… 16

抽選について …… 17
- 抽選及び補欠者の取扱い …… 17
- 昨年度（令和 2 年度）都立霊園公募受付状況（参考） …… 18 ～ 19

申込資格の確認について …… 20 ～ 22
- 書類審査 …… 20
- 申込資格の証明書類 …… 20 ～ 22
  - 祭祀（さいし）の主宰（しゅさい）の証明について
  - 居住要件の証明について
  - 外国人の親族関係等の証明について
  - 埋蔵（葬）証明書・収蔵証明書について

使用許可について …… 23
- 使用申請手続き …… 23
- 使用料の分割納入 …… 23

霊園をご使用いただくにあたって …… 24
- 使用者の責務等 …… 24
- 使用上の注意・制限等（一般埋蔵施設・芝生埋蔵施設） …… 24 ～ 25

各施設の募集内容（次ページの「詳細説明のページ」をご覧ください）

施設によって応募の条件も異なります。ご希望の施設の特徴、応募条件をよく確認の上、お申込みください。

都立霊園の所在地及び交通機関のご案内 …… 裏表紙うら

抽選会、問い合わせ先のご案内 …… 裏表紙

●各施設の募集内容

申込区分	施設の種類	霊園名	募集数	使用料（円）	管理料	詳細説明のページ
区分 1	一般埋蔵施設	多磨霊園	321	1,613,500 ～	有	26 ～ 27 ページ
		小平霊園	100	1,618,750 ～		
	芝生埋蔵施設	小平霊園	25	3,540,000		28 ～ 29 ページ
		八王子霊園	95	1,196,000		
区分 2	一般埋蔵施設	八柱霊園	315	351,750 ～	有	30 ～ 31 ページ
	芝生埋蔵施設	八柱霊園	30	844,000		32 ～ 33 ページ
区分 3	一般埋蔵施設	青山霊園	56	4,400,450 ～	有	34 ～ 35 ページ
		谷中霊園	67	2,896,000 ～		
		染井霊園	44	2,556,000 ～		
	長期収蔵施設（みたま堂）	多磨霊園	51	215,000 ～		36 ～ 37 ページ
区分 4	立体埋蔵施設	染井霊園	30	648,000		38 ～ 39 ページ
区分 5	合葬埋蔵施設 遺骨区分	八柱霊園	378	54,000 ～		40 ～ 41 ページ
		小平霊園	192	60,000 ～		42 ～ 43 ページ
区分 6	合葬埋蔵施設 遺骨・生前区分	八柱霊園	656	108,000 ～		44 ～ 45 ページ
		小平霊園	250	120,000 ～		46 ～ 47 ページ
区分 7	合葬埋蔵施設 生前区分	八柱霊園	966	54,000 ～		48 ～ 49 ページ
		小平霊園	358	60,000 ～		50 ～ 51 ページ
区分 8	樹林（じゅりん）型合葬埋蔵施設 遺骨区分	多磨霊園	175	30,000 ～		52 ～ 53 ページ
区分 9	樹林（じゅりん）型合葬埋蔵施設 遺骨・生前区分	多磨霊園	440	60,000 ～		54 ～ 55 ページ
区分 10	樹林（じゅりん）型合葬埋蔵施設 生前区分	多磨霊園	1605	30,000 ～		56 ～ 57 ページ
区分 11	樹木（じゅもく）型合葬埋蔵施設 遺骨区分	小平霊園	300	194,000 ～		58 ～ 59 ページ

※区分 5 ～ 11 の合葬施設の募集数は、体数です。
※管理料は条例によって改定されます。令和 3 年度の管理料は、26 ～ 37 ページの当該施設の欄でご確認ください。

●募集する施設一覧

施設名	イメージ	概　要	霊園名
一般埋蔵施設		一般的な平面形式の墓地です。区画割し直して、貸し付けていますので、形や方角などは様々です。墓石・カロート（納骨室）等は設置されていません。 再貸付施設です。 遺骨申込のみです。（生前申込は、できません。） 募集内容→ 26・30・34 頁 使用上の注意・制限等→ 24・25 頁	多磨 小平 八柱 青山 谷中 染井
芝生埋蔵施設		一面芝生の平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置しています。 カロート（納骨室）は設置されていますが、墓石は設置されていません。カロートの改造、囲障や卒塔婆立ての設置等はできません。 再貸付施設です。 遺骨申込のみです。（生前申込は、できません。） 募集内容→ 28・32 頁 使用上の注意・制限等→ 25 頁	小平 八王子 八柱
長期収蔵施設 （みたま堂）	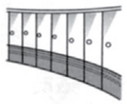	ロッカー形式の墓所に遺骨を収蔵する施設です。 使用できる期間は 30 年ですが、更新は可能（別途使用料が必要）です。 再貸付施設です。 遺骨申込のみです。（生前申込は、できません。） 募集内容、施設の詳細→ 36 頁	多磨
立体埋蔵施設		使用許可日から 20 年間は、地上のカロート（納骨室）を使用でき、その後は地下カロートに共同埋蔵します。 永代で使用できます。 お墓を継ぐ人のいない方でも、申込むことができます。 募集内容、施設の詳細→ 38 頁	染井
合葬埋蔵施設	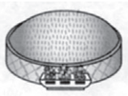	他の遺骨と共同埋蔵する施設です。生前に申込むこともできます。 一部再貸付施設です。（小平霊園） 募集内容→ 40・42・44・46・48・50 頁 施設の詳細→ 13 頁	小平 八柱
樹林型 合葬埋蔵施設		他の遺骨と共同埋蔵する施設です。生前に申込むこともできます。 募集内容→ 52・54・56 頁 施設の詳細→ 14 頁	多磨
樹木型 合葬埋蔵施設		他の遺骨と共同埋蔵する施設です。生前に申込むことはできません。 遺骨申込区分のみ 募集内容→ 58 頁 施設の詳細→ 15 頁	小平

※園内外工事等により景観等は変わることがあります。

●用語の解説

申込者とは？
都立霊園を使用したいという意思があり、申込みをする方（現在存命の方）のことをいいます。

申込区分とは？
都立霊園の募集において、募集する施設で募集資格が同じもの同士を一つのグループにして、11 種類の区分に分けています。

申込遺骨とは？
この都立霊園の新規使用者の募集において申込遺骨とは、申込者が祭祀の主宰者として現在守っている遺骨で、なお且つ、埋（収）蔵するために都立霊園の施設の使用を必要としている遺骨のことをいいます。

埋蔵予定者とは？
合葬埋蔵施設（樹林型含む）の「遺骨・生前申込」「生前申込」において、現在存命で将来都立霊園に埋蔵されることを希望する方のことをいいます。

祭祀の主宰者とは？
申込遺骨に対し、
・葬儀の喪主を務めた方
・法事の施主を務めた方
・死亡届出人となった方
上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方
区分１、２、３、4、5 及び 8、11 は、祭祀の主宰者の立場の方でないと、お申込みいただけません。（祭祀の主宰の証明については 8 頁をご確認ください。）

分骨とは？
火葬場や墓地で遺骨を複数に分けることを言いますが、分けられた遺骨の中で主要な遺骨には、火葬許可証または、改葬許可証が添付されます。主要な遺骨以外で分けられた遺骨には、火葬許可証や改葬許可証が添付されません。その遺骨を都立霊園の募集においては分骨といいます。

改葬骨とは？
墓所や納骨堂に収められた遺骨を、他の墓所や納骨堂に移すことを改葬といい、その遺骨のことを改葬骨といいます。

●区分・申込資格の概要

都立霊園の募集する施設は、応募条件により 11 の「区分」に分かれており、さらに施設の種類や施設の規模によって約 70 種類の「組」に分かれています。ご自分の希望や、ご自分が備えている資格で応募できる「区分」や「組」を見極めて、よくご検討の上、ご応募ください。

〈共通の条件〉

①申込者本人が申込期間満了日（令和３年７月２日）において都内に継続して５年以上（合葬施設（樹林・樹木を含む）については３年以上）居住しており、それを住民票で証明できること（松戸市民が所定の居住要件を備えている場合は、八柱霊園を申込むことができます。）。
※合葬埋蔵施設（樹林含む）の「遺骨・生前区分」「生前区分」では、現在存命で将来都立霊園に埋蔵を希望される埋蔵予定者すべてが、申込者と同様の居住要件を満たしている必要があります。

②**分骨でない遺骨**（納骨時に火葬許可証又は改葬許可証を提出できる遺骨）を持っていること（合葬・樹林の生前申込を除く。）。

③申込者に都立霊園を使用したいという意思があり、当選後の書類審査時に実印・印鑑登録証明書等の必要書類を用意できること。

●申込みに伴う注意事項

1 申込み後は、**「申込組名」、「申込者」、「申込遺骨名」の変更・訂正は一切できません。**

2 分骨による申込みはできません。

3 申込書の記載内容が事実と異なっていることが明らかとなった場合は、**失格**となります。

4 申込みは、郵送申込み・インターネット申込みどちらかの方法で、**資格のある方１人１か所限り**です。

5 一度受理した**申込書は、原則的にお返しできません。**

6 郵送申込みの場合、当該年度の専用申込書以外による申込みは**無効**です。

7 専用封筒の中には、**申込書以外のものを絶対に入れないでください。**
申込書以外のものが同封されていると、申込みが、無効となる場合があります。また、申込書に同封された書類は審査には用いず、公益財団法人東京都公園協会により責任廃棄させていただきます。

8 氏名に常用漢字以外の漢字が含まれる場合、類似の文字に置き換えて取扱うことがありますのでご了承ください。

9 都立霊園の収蔵施設に預けている遺骨のうち、**必要な更新手続き等を行わず１か月以内に遺骨の引取りをされないと「所定の場所保管」となり、その遺骨での申込みは、申込区分５又は６の八柱霊園合葬埋蔵施設に限られます。**

10 **毎年、当選された方で親族の了解がとれず、辞退される方がいらっしゃいます。このようなご辞退は、希望者が多い中、ほかの方の墓地使用の機会を妨げる要因となりますので、事前に親族間で十分にお話合いのうえ、申込んでください。**

せっかく申込みされて当選されても、毎年、失格になる方がいらっしゃいます。
申込資格等を必ずご確認の上、申込みをしていただくようお願いします。

※実際に失格になった例
・居住要件（一般５年、合葬３年）のうち、日数が不足していた。
・生前申込の場合で、生前申込者（埋蔵予定者）のうち一人が居住要件を満たしていない。
・当該年度専用の申込書を使用していない（昨年度、余分にもらった申込書を使用してしまった。）
・遺骨名を間違って記載し、申込みを行った。
・期限内に形式書類全てを用意できなかった。
・期限内に使用料及び管理料（一般墓所のみ）を納付することができなかった。
・祭祀の主宰を務めたことが確認できる書類が用意できなかった。
・多磨霊園（みたま堂を除く）、小平霊園（合葬埋蔵施設を除く）、八王子霊園を改葬骨で申込んだ。

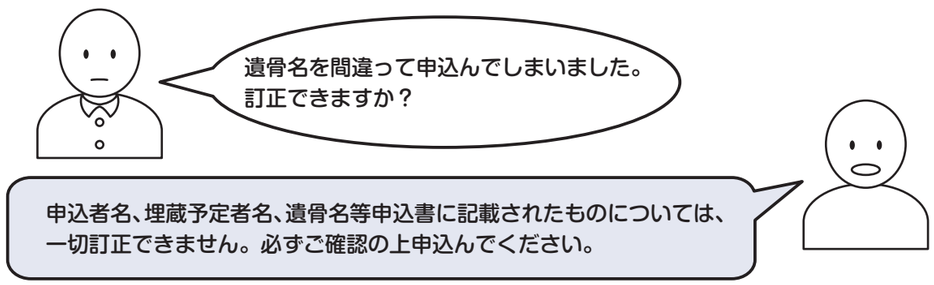

幅広く都民の方に均等に応募の機会を設けるため、二重申込については厳正に確認作業を実施しております。
いかなる理由であっても、受付できません。ご注意ください。

※実際に二重申込で失格（無効）になった例
・（生前２体用または３体用の申込で）夫婦、または親子、兄弟姉妹それぞれがお互いを埋蔵予定者名で二重に申込みを行った。
・以前、お墓の相談をした石材店が無断で申込みを代行し、自分は知らずに申込みをしたので、意図せず二重で申込みとなってしまった。
・兄弟同士で話し合うことをせず、お互いが親の遺骨で二重に申込みを行ってしまった。
・親が自分のために郵送申込みをし、それを確認せず子が親のためにインターネット申込みを行い、二重の申込みとなってしまった。

◆次のような場合はすべて二重申込みのため、無効となります。ご注意ください◆

① **同一人が、同一遺骨で複数の施設（組）を申込んだ場合**
例）父親の遺骨で多磨霊園の TA01 組と TA05 組に申込んだ場合

② **同一人が、複数の遺骨で同一又は複数の施設（組）を申込んだ場合**
※合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）の２体用、３体用を除く。
例１） 父親の遺骨で多磨霊園の TA01 組、母親の遺骨で八柱霊園の YH03 組に申込んだ場合
例２） 合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の生前申込区分と遺骨申込区分の両方を、同一人が申込んだ場合

③ **複数の人が、同一遺骨で同一又は複数の施設（組）を申込んだ場合**
例１）兄弟姉妹が、父親の遺骨でそれぞれ申込んだ場合
例２）合葬埋蔵施設（樹林型を含む）の生前申込区分２体用を夫婦それぞれで申込んだ場合

④ **両親の遺骨を父の遺骨、母の遺骨と別々に同一世帯の複数の人（夫婦や兄弟等）が申込んだ場合**
※合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）を除く。
例）夫が父親の遺骨で八王子霊園の HA01 組に、妻が夫の母親の遺骨で八柱霊園の YH01 組に申込んだ場合

⑤ **その他①～④に類する「抽選を有利にするため」と認められる場合**
例）夫婦それぞれが実父や実母を申込遺骨として申込んだ場合
※上記例示は、合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）を除く。

注１） 自分で申込むと同時に業者等の他者を通じて申込んだ場合や、郵送申込みとインターネット申込みを同時にされた場合も、二重申込みとして無効になります。

注２） 毎年誤って二重申込みされるケースがあります。兄弟姉妹、親族間で確認をとって申込んでください。

※抽選が有利になると認められる場合とは…
一般埋蔵施設の場合、法律で定められた親族の範囲（配偶者、血族６親等、姻族３親等）であれば、埋蔵が可能です。例えば、夫が血族の遺骨で申込んだ場合であっても、妻の両親等の遺骨も埋蔵できる権利があります。したがって夫妻それぞれに別々の遺骨で申込を行った場合、抽選確率を上げ有利になると認められ、失格（無効）となります。

※都立霊園の申込み及び貸付について、東京都及び公益財団法人東京都公園協会は、石材店等とは、一切関係ありません。
※第三者の関与により申込みが有利になることは、ございません。

希望の施設の申込資格をすべて満たし、証明書類を提出（提示）できる方のみ、申込み可能です。
お申込みの際は、ご希望の施設のページ（26 頁～ 59 頁）を必ず確認し、ご応募ください。

■祭祀の主宰者である証明（生前申込・遺骨生前申込は除く）

●申込遺骨に対し、申込者が葬儀の喪主、法事の施主を務めた方、または死亡届人となった方、火葬許可の申請を行い、今後遺骨を守っていく立場にあること。

●**書類審査時に、祭祀の主宰者が申込者とは別人で証明書類が用意できず、失格となるケースがあります。申込まれてから、申込者を変更することはできません。申込まれる前に申込者と祭祀の主宰者が同一人物であることや、下記の証明書類を提出（提示）できることを確認の上、お申込みください。**

「証明書類」下記いずれか１つ

①申込者が、申込遺骨の葬儀の喪主を行っていることを証明できる書類
　●葬儀一式もしくは葬儀費用と記載された、葬儀の領収書（宛名が申込者）
　　※花代、飲食に関する領収書では受け付けられません。
　●申込者が喪主を務めたことが記載されている会葬礼状
　●喪主として葬儀を執り行ったことを証明できる葬儀会社の証明書
②申込者が、申込遺骨の法事の施主であることを証明できる宗教法人の証明書
③申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本
④申込者が、申請者となっている申込遺骨の火葬許可証

※葬儀会社や宗教法人から証明書を発行してもらう場合、**事前に発行が可能であることや発行までの所要日数をご確認ください。書類審査期間内に提出（提示）できない場合は失格となります。**

※合葬埋蔵施設の遺骨２体用で申込む場合は、２体ともそれぞれの祭祀の主宰者であることを証明する必要があります。

【祭祀の主宰の証明書類の例】

・葬儀の喪主であることを証明する書類の例

葬儀執行証明書

葬儀年月日　○○○○年○○月○○日
故人名　　東京　庭子　様
喪主氏名　　東京　公子　様

上記のとおり葬儀を執行した事を証明いたします。
　○○○○年○○月○○日
証明者
代表者　○○ ○○　　社判
住所　○○市○○町○○番地
電話　○○○○○○○○○○

・法事の際の寺院等の証明書の例

法要証明書

○○○○年○○月○○日に、
故 東京 太郎の○回法要を
施主 東京 花子が執り行ったこと
を証明します。

○○○○年○○月○○日

寺 院 名　宗教法人 △△寺
所 在 地　○○市○○町○○番地
代表役員　○○ ○○　　印
　　（代表印または法人印）

※葬儀会社の証明書宗教法人の証明書には、**社判もしくは代表印又は法人印が必要です。**
個人印では認められません。

■居住要件

●申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、都内または松戸市（八柱霊園のみ）に継続して５年以上（合葬・樹林・樹木の場合は３年以上）居住し、それを**住民票で証明できること。**

●都内または松戸市（八柱霊園のみ）内で、**転居している場合は住民票の除票も提出し、5 年以上（合葬・樹林型・樹木型の場合は３年以上）の居住期間をつなげて証明できること。**

●遺骨・生前区分、生前区分の方で、申込者本人のほかに、存命の埋蔵予定者も伴う場合は、**存命の埋蔵予定者も、それぞれ居住要件を満たしていること。（遺骨・生前区分 3 体用、生前区分対象）**

■遺骨の状態（生前のみの申込みは除く）

【多磨霊園・小平霊園・八王子霊園の一般埋蔵施設または芝生埋蔵施設を希望する方】

●**一度も埋蔵、収蔵されたことのない遺骨（改葬骨でない遺骨）**
●自宅に遺骨を安置している又は、寺院等に仮安置している方で、火葬許可証を提示できる方
●都立霊園一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方（改葬して預けた遺骨を除く。）

「証明書類」下記いずれか１つ

①火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。例「埋・火葬許可証」）
②使用期間中である都立霊園一時収蔵施設使用許可証（改葬して預けた遺骨を除く。）または、遺骨引渡証明書（改葬して預けた遺骨や所定の場所保管にとなった遺骨を除く。）

【青山霊園・谷中霊園・染井霊園・八柱霊園の一般埋蔵施設または芝生埋蔵施設及び長期収蔵施設（多磨霊園みたま堂）・立体埋蔵施設を希望される方】または、【合葬（八柱霊園を含む）・樹林・樹木型合葬埋蔵施設を希望される方】

●自宅に遺骨を安置している又は、公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方
●都立霊園の一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方

「証明書類」下記いずれか１つ

①火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。例「埋・火葬許可証」）
②使用期間中である都立霊園一時収蔵施設使用許可証または、遺骨引渡証明書（所定の場所保管にとなった遺骨を除く。）
③埋蔵（葬）証明書または収蔵証明書
④死亡事項が記載された戸籍謄本（ただし、「合葬・樹林・樹木型埋蔵施設」に限ります。）
（注）都立霊園の収蔵施設に預けている遺骨のうち、**必要な更新手続き等を行わず１か月以内に遺骨を引取りをされないと「所定の場所保管」となり、その遺骨での申込みは、申込区分５又は６の八柱霊園合葬埋蔵施設に限られます。**

■遺骨との関係

【一般埋蔵施設・芝生埋蔵施設・長期収蔵施設（多磨霊園みたま堂）・立体埋蔵施設】

●申込遺骨から見て、申込者が親族（血族６親等、配偶者、姻族３親等内）であること。

【合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設】

●遺骨区分（２体用の場合）：遺骨同士の関係が、夫婦・親子・兄弟姉妹であること。
●遺骨・生前区分、生前区分：２体用または３体用で申込んだ場合は、申込者が本人であること。かつ、申込遺骨と存命の埋蔵予定者が、申込者と夫婦・親子・兄弟姉妹であること。

「証明書類」下記いずれか１つ

①続柄を証明できる戸籍謄本
②胎児［妊娠４ヶ月（12 週以上）の遺骨］で申込む場合は、「母子手帳」もしくは「病院の証明書」、「続柄が記載されている火葬許可証または、埋蔵（葬）・収蔵証明書」にて、続柄を証明できること。

●よくあるご質問　Q & A コーナー

	Q（質問）	A（回答）
一般・芝生・みたま堂に関すること	**遺骨**が手元に２つあります。一般埋蔵施設に**２か所申込むことはできますか？**	**二重申込みにあたるため、申込みできません。** 申込みは、**資格のある方１人１ヶ所限り**です。詳しくは７頁をご確認ください。
	遺骨が手元に２つあります。一般埋蔵施設の申込みを考えていますが、**どちらの遺骨で申込むべきですか。**	**申込者が祭祀の主宰者であることを証明できる遺骨であるか確認のうえ、**ご選択ください。**申込み後、遺骨名を変更することはできません。** 詳しくは、各施設の募集内容（26 ～ 59 頁）にある証明書類の項目で、ご確認ください。
	遺骨が手元に２つあります。一般埋蔵施設の申込みを考えていますが、申込遺骨にしなかった方の遺骨の埋葬はできないのですか。	当選し、使用許可を得た後、申込遺骨を納骨した後であれば、別の遺骨を納骨することも可能です。
	一般埋蔵施設に申込みを考えています。各組の中で、**面積や使用場所の選択はできますか？**	**できません。** 各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に墓所を割り当てます。**使用場所の選択や交換、変更はできません。**
合葬・樹林・樹木に関すること	**合葬**埋蔵施設（樹林型含む）の**「遺骨区分」「遺骨・生前区分」「生前区分」の違いは何ですか？**	遺骨区分：ご遺骨をお持ちの方で、ご遺骨のみ納骨されたい場合は**「遺骨申込」**区分となります。遺骨・生前区分：**ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓も必要**とお考えの方が申込む区分です。生前区分：ご遺骨をお持ちでない方で、ご自身のお墓として申込む場合は、**「生前申込」**区分になります。
	合葬埋蔵施設（樹林型含む）の「遺骨・生前申込」区分または「生前申込」区分に申込みたいのですが、**生前の場合でも納骨の期限はあるのですか。**	「遺骨・生前申込」区分に申込みをされた場合の遺骨は使用許可日より３年以内に納骨する必要がありますが、**生前の申込については、特に期限はありません。** 同様に「生前申込」区分に申込みをされた場合においても、特に期限はありません。
	合葬埋蔵施設の「生前申込」区分に、私が申込者となって、**私と配偶者と配偶者の母（義母）の３体で申込むことはできますか？**	**できません。** 埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあることが条件になり、義理の関係の組み合わせで申込むことはできません。この場合**配偶者を申込者とすれば、自分と配偶者及び自分の母となり申し込むことができます。** 詳しくは、12 頁をご参照ください。
	樹木（じゅもく）型合葬埋蔵施設に将来夫婦で入りたいのですが？	**樹木型合葬埋蔵施設に、ご存命の方は申込むことができません。**樹林型合葬埋蔵施設をご検討ください。

	Q（質問）	A（回答）
申込み・その他に関すること	**昨年**の申込書が手元にあります。昨年度の申込書で申込んでもよいですか。	今年度の専用の申込書以外受け付けられません。 申込無効となります。
	祭祀を務めた母親（または父親）が高齢のため、代わりに子供である自分が申込を行いたいと思っています。申込みは可能ですか。	**できません。** 都立霊園の申込資格は祭祀を務めた方と定められているため、代理で他の方が申込を行うことはできません。
	（生前申込の場合）３年以内に納骨する必要があるのですか。	生前申込の場合、３年以内に納骨しなければならないという期限はありません。
	組名とは何ですか。	募集する霊園を施設ごとに分類して、アルファベットと数字を組み合わせた名前により表示したものです。
	管理料は、どのように使われていますか。	管理料は園路や水場の整備、園内トイレの管理等、共用部分の維持管理経費として使用されています。
	使用料は、分割納入できますか。	使用料が 500,000 円を超える施設の場合、最大４回までの分割を承ることができます。詳細については分割納入ご希望の方に書類審査時にご説明いたします。なお、金利はかかりません。
	外国人ですが、申込みはできますか。	外国人であっても、資格要件を満たすことができればお申込みいただけます。ただし、親族関係等を『外国人登録原票』にて証明していただく場合があるため、審査時に提出可能かご確認ください。
	申込時及び書類審査時に提出した書類は返却してもらえますか。	お預かりした申込書類及び審査書類については、原則として返却することはできません。（当方で責任廃棄いたします）
	遺骨の証明書類として、火葬証明書でも受付できますか。	**できません。** 火葬許可証と火葬証明書は、異なる書類です。

●合葬（樹林・樹木含む）埋蔵施設の体数と組合せ

合葬埋蔵施設の申込体数は１体から３体まであり、体数によって以下のような条件があります。

申込区分	体数	申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）との関係	その他
遺骨申込	１体	申込者が遺骨の祭祀の主宰者であること	
	２体	申込者が２体の申込遺骨の祭祀の主宰者であり、かつ遺骨同士が、夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	
遺骨・生前申込	２体 ３体	申込者は申込遺骨（３体の場合埋蔵予定者を含む）と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	埋蔵予定者に申込者が含まれること うち１体は遺骨であること 存命者は、全員居住要件を満たすこと
生前申込	１体	申込者本人であること	
	２体 ３体	申込者は埋蔵予定者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	埋蔵予定者に申込者が含まれること 全員居住要件を満たすこと

樹林・樹木型埋蔵施設の申込体数は１体または２体まで。体数によって以下のような条件があります。

申込区分	体数	申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）との関係	その他
遺骨申込 （樹林･樹木型共通）	１体	申込者が遺骨の祭祀の主宰者であること	
	２体	申込者が２体の申込遺骨の祭祀の主宰者であり、かつ遺骨同士が、夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	
遺骨・生前申込 （樹林型のみ）	２体	申込者は申込遺骨と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	埋蔵予定者に申込者が含まれること
生前申込 （樹林型のみ）	１体	申込者本人であること	
	２体	申込者は埋蔵予定者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること	埋蔵予定者に申込者が含まれること 全員居住要件を満たすこと

◆ **合葬埋蔵施設の「遺骨・生前申込」「生前申込」における、申込者と申込遺骨（埋蔵予定者）の関係図**

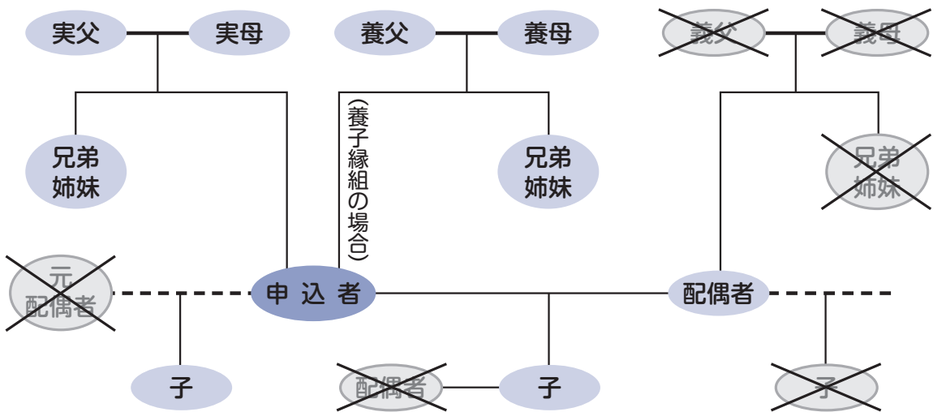

※夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係は民法の規定に定めるところによる。
※申込者からみて配偶者の親等義理の関係では、申込みはできません。

●八柱霊園合葬埋蔵施設・小平霊園合葬埋蔵施設

1 特色

（１）個人（１体用）又は夫婦、親子、兄弟姉妹（２体用・３体用）で申込みできるお墓です。
（２）生前に申込むこともできます。
（３）お墓を継ぐ人がいない方も申込みできます。
（４）小平霊園には石製墓誌が設置されており、刻字することができます（有料）。
　　八柱霊園には石製墓誌は設置していませんが、電子式（タブレット端末）の墓誌を管理事務所及び合葬埋蔵施設に設置しており、遺骨名を登録することができます（無料）。

2 埋蔵方法

埋蔵方法は以下の２通りです。

① **一定期間後共同埋蔵**
　使用許可日から起算して 20 年間は地下にある埋蔵室に骨壷（骨箱含む）の状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵室に共同埋蔵（遺骨を骨壷から出して合わせ葬ること。）します。生前申込区分での申込みの場合は、使用許可日から起算して 20 年間、骨壷のまま保管する場所を確保してあります。
　使用許可日から 20 年を過ぎて納骨する場合は、最初（埋蔵時）から共同埋蔵になります。
　骨壷は、幅・奥行とも 25㎝以内、高さ 28㎝以内で不朽性のものとしていただきます。

② **直接共同埋蔵**
　納骨後、速やかに共同埋蔵（遺骨を骨壷から出して合わせ葬ること。）します。

上記①②どちらの場合も、書類審査時と納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。

3 納骨方法

遺骨の埋蔵は、管理事務所で手続きが終了した後に、職員が行います。使用者及び親族等がカロートに立入ることはできません。原則として、埋蔵した遺骨はお返しすること（改葬、自宅引取り）はできません。また共同埋蔵後、遺骨を納めた骨壷等は返却できません。
申込遺骨**（埋蔵予定者は除く）**は使用許可日から３年以内に納骨する必要があります。
※ただし、生前申込の方は、特に期限はありません。

〈八柱霊園合葬埋蔵施設〉

4 参拝方法

焼香や献花は、施設正面に設けられた参拝広場にある献花台で行っていただきます。
カロートに立入ることはできません。
毎年 10 月１日（都民の日）に、埋蔵者に対し花を供える献花式を行います。

〈地下１階〉

〈地下２階〉

〈合葬埋蔵施設カロート〉

【合葬埋蔵施設の一定期間後共同埋蔵募集について】
2022 年度：小平霊園、2023 ～ 2027 年度：多磨霊園、2028 ～ 2032 年度：小平霊園でそれぞれ実施予定です。
各年度の募集体数は未定です。

●多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設

1 特色

（1）直接、土に触れるかたちで共同埋蔵（遺骨を骨壷から出して合わせ葬ること。）します。埋蔵場所の指定はできません。
（2）生前に申込むこともできます。
（3）お墓を継ぐ人がいない方も申込みできます。
（4）「遺骨」・「粉状遺骨」の両方を募集します。2 体用の組に申込む場合は、2 体とも「遺骨」か、2 体とも「粉状遺骨」となります。
（5）墓誌（石製）は設置しません。

2 埋蔵方法

樹林の下に設置された共同埋蔵施設（カロート）に、遺骨を 1 体ずつ納骨袋に入れた状態で、直接、土に触れるかたちで共同埋蔵します。
書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。

3 納骨方法

遺骨の埋蔵は、管理事務所で手続きが終了した後に、職員が行います（埋蔵に立ち会うことはできません。また、遺骨を納めた骨壷等は返却できません。）。
納骨手続きが終了した順番に共同埋蔵を行いますので、埋蔵場所を指定することはできません。
埋蔵した遺骨は、お返しすること（改葬、自宅引取り）はできません。
申込遺骨（埋蔵予定者は除く）は使用許可日から 3 年以内に納骨する必要があります。（24 頁「使用者の責務等」参照）

4 参拝方法

焼香や献花は、施設正面に設けられた献花台で行っていただきます。
毎年 5 月 4 日（みどりの日）に、埋蔵者に対し花を供える献花式（予定）を行います。
毎月決められた一日を、この施設の閉鎖日とします。この日の参拝はできませんので、あらかじめ管理事務所にご確認ください。

〈多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設〉

〈共同埋蔵施設（カロート）〉

●小平霊園樹木型合葬埋蔵施設

1 特色

（1）直接、土に触れるかたちで遺骨を「個別に」1 体ずつ埋蔵します。埋蔵場所の指定はできません。
（2）遺骨申込区分のみで、生前申込区分はありません (ご自身用には、申込めません。)。
（3）お墓を継ぐ人がいない方も申込みできます。
（4）遺骨申込区分の 2 体用で申込む場合、遺骨 2 体の関係は、夫婦、親子、兄弟姉妹に限ります。
（5）墓誌（石製）は設置しません。

2 埋蔵方法

樹木の周辺に、遺骨を納骨袋に入れた状態で、直接、土に触れるかたちで個別に 1 体ずつ埋蔵します。
書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。

3 納骨方法

遺骨の埋蔵は、管理事務所で手続きが終了した後に、職員が行います（埋蔵に立ち会うことはできません。また、遺骨を納めた骨壷等は返却できません。）。
納骨の際、粉状遺骨であっても構いませんが、樹林型合葬埋蔵施設と異なり、使用料は変わりません。
納骨手続きが終了した順番に個別埋蔵を行いますので、埋蔵場所を指定することはできません。
埋蔵した遺骨は、お返しすること（改葬、自宅引取り）はできません。
申込遺骨は、使用許可日から 3 年以内に納骨する必要があります。（24 頁「使用者の責務等」参照）

4 参拝方法

焼香や献花は、施設正面に設けられた参拝広場にある献花台で行っていただきます。
毎年 5 月 4 日（みどりの日）に、埋蔵者に対し花を供える献花式を行います。
毎月決められた一日を、この施設の閉鎖日とします。この日の参拝はできませんので、あらかじめ管理事務所にご確認ください。

〈小平霊園樹木型合葬埋蔵施設〉

〈埋蔵場所の一例〉

新型コロナウイルスの影響によりスケジュール等が変更になる場合があります。最新の情報に関しましては都立霊園公式サイト『TOKYO 霊園さんぽ』をご覧ください。

申 込 み

6月15日（火）～7月2日（金）

TOKYO 霊園さんぽ

1　郵送申込み
7月2日（金）までの消印があるものに限り受付けます。

2　インターネット申込み
7月2日（金）23時59分までにお申込みを完了してください。

※上記1、2のいずれかの方法により、資格のある方1人1か所の申込みに限ります。
※二重申込みをすると『失格』となります。十分ご注意ください。

受付番号通知

8月10日（火）以降発送予定

有効な申込みに対し、受付番号をお知らせします。
通知後、受付状況（倍率）の発表を行います。

抽　選

8月19日（木）　東京都公園協会公式 YouTube チャンネルによるライブ配信

※詳細は裏表紙をご覧ください。

抽選会の視聴は、当選・落選には関係ありません。
詳細は17頁をご確認ください。

抽選結果通知

9月2日（木）以降発送予定

受付番号を通知した方全員に、抽選結果（当選・補欠・落選）をお知らせします。
当選者には抽選結果通知発送後、別途、当選墓所や書類審査の日時等をお知らせします。

書類審査

9月22日（水）以降、指定された日

当選者に対する書類審査は、公益財団法人東京都公園協会が指定した場所で行います。
書類審査時に、必要な審査書類一式を提出していただきます。
※合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）は、郵送による書類審査となります。
※新型コロナウイルスの影響により書類審査受付方法等が変更になる場合があります。
　詳細は、当選者に対し別途ご案内します。

書類審査の流れ

形式審査	→	実質審査
（公財）東京都公園協会が指定した場所で行います。		形式審査で受付けた審査書類について、最終決定を行います。

使用料・管理料納入

11月頃

納入通知書を発送します。
※期限までに使用料と管理料を納入されない場合は、使用許可を辞退したものとして取扱います。
※管理料がかからない施設もあります。詳細は23頁をご確認ください。

使用許可証交付

12月頃

期限までに所定の使用料と管理料（管理料がかからない施設もあります。）を納入された方に、使用許可証を交付します。

●抽選及び補欠者の取扱い

新型コロナウイルスの影響により、抽選および補欠抽選の取扱いが変更になる場合があります。詳細は、受付番号通知の際にご案内する予定です。

■受付番号通知

有効な申込みに対し、**令和3年8月10日（火）以降**、受付番号を郵送申込の方はハガキで、インターネット申込の方はメールでお知らせします。

■抽選

受付番号の中から当選者（使用予定者）及び当選順位、補欠者及び補欠順位を抽選で決定します。**（抽選会の視聴は、当選・落選には関係ありません。）**

1 期　　日　令和3年8月19日（木）
2 視聴方法　**東京都公園協会公式 YouTube チャンネル**
3 抽選方法　一連番号方式（※1）による抽選を行います。抽選番号の桁ごとに数字（0～9の数字）が付された計10個の玉を抽選器から取り出し、取り出した順番を各桁の数字の順位とします。その順位によって各桁の数字を規則的に組み合わせることで「当選番号」と当選の「順位」が決定されます。次に、「当選番号」以外の一定数（※2）を「補欠」とし、補欠の「順位」を決定します。
　※1 一連番号方式は、公的な機関において広く採用されている抽選方法です。
　※2 補欠数は、申込区分ごとに原則として当選数と同数とします。

■抽選結果の発表

抽選終了後、ホームページ TOKYO 霊園さんぽ（都立霊園公式サイト）　https://www.tokyo-park.or.jp/reien/　で順次、公開いたします。また都立霊園の窓口及び公益財団法人東京都公園協会本社窓口でもご確認いただけます（令和3年9月下旬まで）。
※電話による抽選結果のお問い合わせはお受けしておりません。

■抽選結果の通知

令和3年9月2日(木)以降、受付番号をお知らせした方全員に抽選の結果 [当選(当選順位)・補欠(補欠順位)・落選] をお知らせします。郵送申込の方はハガキで、インターネットで申込んだ方にはメールでお知らせします。
また、当選者（使用予定者）には、別途簡易書留にて当選墓所や書類審査の日時等をお知らせします。

■使用許可予定施設の決定

各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に墓所を割り当てます。
使用場所の選択や交換、変更はできません。

■補欠の繰上当選

当選を辞退された方や、書類審査で失格となった方等がいた場合、抽選で決定された補欠順位の上位の方から順に、繰上当選とします。
繰上当選となった方は、書類審査の日時や使用場所を簡易書留で順次お知らせします。
最終繰上げの時期は、令和3年12月中旬頃です。それまでに繰上当選のお知らせが無い場合は、落選となります。なお、令和3年度の補欠の権利について、次年度への繰り越しはありません。

■補欠の繰上げ状況について

補欠の繰上げ状況は、定期的にホームページ　TOKYO 霊園さんぽ（都立霊園公式サイト）　https://www.tokyo-park.or.jp/reien/　のほか都立8霊園の窓口及び公益財団法人東京都公園協会霊園課窓口に掲示します。
※補欠繰上当選の方には、個別に郵送にてお知らせします。

●昨年度（令和２年度）都立霊園公募受付状況（参考）

倍率は受付数÷募集数で算出し、小数点第２位を四捨五入しています。

1　一般埋蔵施設・芝生埋蔵施設・長期収蔵施設

霊園名	種　別	組名	面積（㎡）	募集数	受付数	倍率
多磨霊園	一般埋蔵施設	TA01	6.35～6.70	9	7	0.8
		TA02	5.40～5.95	18	17	0.9
		TA03	4.05～4.65	17	14	0.8
		TA04	3.15～4.00	65	57	0.9
		TA05	2.10～3.00	70	130	1.9
		TA06	1.80～2.00	195	330	1.7
小平霊園	一般埋蔵施設	KO01	5.55～5.95	11	22	2.0
		KO02	4.50～4.85	6	13	2.2
		KO03	3.65～3.95	18	59	3.3
		KO04	2.40～2.90	10	67	6.7
		KO05	1.90～2.00	40	302	7.6
	芝生埋蔵施設	KS01	4.00	17	95	5.6
八王子霊園	芝生埋蔵施設	HA01	4.00	95	295	3.1
八柱霊園	一般埋蔵施設	YH01	5.40～6.00	22	49	2.2
		YH02	4.05～5.00	39	63	1.6
		YH03	3.05～4.00	80	230	2.9
		YH04	2.05～3.00	81	194	2.4
		YH05	1.70～2.00	111	433	3.9
	芝生埋蔵施設	YS01	4.00	24	203	8.5
青山霊園	一般埋蔵施設	AO01	3.05～3.55	23	300	13.0
		AO02	1.60～1.85	31	401	12.9
谷中霊園	一般埋蔵施設	YA01	3.10～3.50	8	66	8.3
		YA02	1.55～2.00	59	485	8.2
染井霊園	一般埋蔵施設	SO01	1.60～2.00	36	286	7.9
多磨霊園みたま堂	長期収蔵施設	MI01	６体用	4	102	25.5
		MI02	４体用	25	587	23.5
		MI03	２体用	11	320	29.1
計				1,125	5,127	4.6

2　合葬埋蔵施設

2-1　八柱霊園

霊　園　名	種　別	組名	種　別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
八柱霊園	遺骨申込区分	GA01	一定期間後共同埋蔵（１体）	94	58	0.6
		GA02	一定期間後共同埋蔵（２体）	50	30	0.6
		GA03	直接共同埋蔵（１体）	152	108	0.7
		GA04	直接共同埋蔵（２体）	82	58	0.7
	遺骨・生前申込区分	GA05	一定期間後共同埋蔵（２体）	202	144	0.7
		GA06	一定期間後共同埋蔵（３体）	135	93	0.7
		GA07	直接共同埋蔵（２体）	178	130	0.7
		GA08	直接共同埋蔵（３体）	141	105	0.7
	生前申込区分	GA09	一定期間後共同埋蔵（１体）	59	30	0.5
		GA10	一定期間後共同埋蔵（２体）	236	120	0.5
		GA11	一定期間後共同埋蔵（３体）	78	39	0.5
		GA12	直接共同埋蔵（１体）	148	115	0.8
		GA13	直接共同埋蔵（２体）	298	232	0.8
		GA14	直接共同埋蔵（３体）	147	114	0.8

2-2　小平霊園

霊　園　名	種　別	組名	種　別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
小平霊園	遺骨申込区分	GA15	一定期間後共同埋蔵（１体）	70	188	2.7
		GA16	一定期間後共同埋蔵（２体）	46	124	2.7
		GA17	直接共同埋蔵（１体）	50	85	1.7
		GA18	直接共同埋蔵（２体）	26	42	1.6
	遺骨・生前申込区分	GA19	一定期間後共同埋蔵（２体）	112	922	8.2
		GA20	一定期間後共同埋蔵（３体）	90	750	8.3
		GA21	直接共同埋蔵（２体）	18	162	9.0
		GA22	直接共同埋蔵（３体）	30	240	8.0
	生前申込区分	GA23	一定期間後共同埋蔵（１体）	29	427	14.7
		GA24	一定期間後共同埋蔵（２体）	160	2,494	15.6
		GA25	一定期間後共同埋蔵（３体）	93	1,392	15.0
		GA26	直接共同埋蔵（１体）	14	222	15.9
		GA27	直接共同埋蔵（２体）	32	526	16.4
		GA28	直接共同埋蔵（３体）	30	438	14.6
計				2,800	9,388	3.4

3　樹林（じゅりん）型合葬埋蔵施設

霊　園　名	種　別	組名	種　別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
小平霊園	遺骨申込区分	JU01	遺骨（１体）	12	47	3.9
		JU02	遺骨（２体）	10	44	4.4
		JU03	粉状遺骨（１体）	28	96	3.4
		JU04	粉状遺骨（２体）	16	50	3.1
	遺骨・生前申込区分	JU05	遺骨（２体）	54	716	13.3
		JU06	粉状遺骨（２体）	82	366	4.5
	生前申込区分	JU07	遺骨（１体）	41	1,240	30.2
		JU08	遺骨（２体）	152	4,616	30.4
		JU09	粉状遺骨（１体）	70	682	9.7
		JU10	粉状遺骨（２体）	254	2,480	9.8
計				719	10,337	14.4

4　樹木（じゅもく）型合葬埋蔵施設

霊　園　名	種　別	組名	種　別	募集数（体）	受付数（体）	倍率
小平霊園	遺骨申込区分	JM01	遺骨（１体）	294	331	1.1
		JM02	遺骨（２体）	106	118	1.1
計				400	449	1.1

＊令和３年度において、小平霊園の樹林型合葬埋蔵施設の募集はありません。
＊抽選倍率が 1.0 以下の場合は、申込んだ方全員が当選となりますが、その後、書類審査を受けていただき、審査に通った方が使用者となります。

●書類審査

新型コロナウイルスの影響により、書類審査の受付方法を変更する場合があります。

■対面による書類審査（一般埋蔵施設、芝生埋蔵施設、立体埋蔵施設）

申込資格の確認等のため、対面で審査を行います（詳細については、別途お知らせします。）

1 期　　日　令和３年９月22日（水）以降、指定する日
　　※具体的な審査日・審査会場等は、当選された方に別途お知らせします。

2 必要書類等　申込まれた組によって必要書類が異なります。該当の頁を確認してください。

※ 書類審査会場には、申込者本人がお越しください。健康上の理由等により申込者本人がお越しになれないときは、申請する内容等を説明できる方がお越しください。必要な事項の確認ができないときは、再度お越しいただく場合や、申込資格が認められない場合がありますのでご注意ください。

※ 審査を行うための申請書類については、返却できません。当方が責任をもって廃棄いたします。

■郵送による書類審査（合葬埋蔵施設、多磨霊園みたま堂、一部の一般埋蔵施設）

申込資格の確認等のため、郵送により審査書類を受け付けます（詳細については、別途お知らせします。）。必要書類は、指定する期限内に郵送してください。

■注意事項

1 使用予定者が、書類審査期間中に審査を受けなかったときは、棄権したものとして取り扱います。

2 書類審査期間中に必要書類を提出できない場合や提示できない場合は、失格となります。

3 申込者が死亡した場合、一定の条件を満たしている方は、その立場を引き継いで書類審査を受けることができます（要件を満たしていない方や、書類審査において必要書類を提出できない方は、立場を引き継ぐことはできません。）。

4 遺骨の状態を示す証明書類（火葬許可証等）、祭祀の主宰者であることを証明する書類（領収書･証明書等）を除き、提出していただいた書類は返却できません。

●申込資格の証明書類

証明書類は、申込時には必要ありません。
証明書類は、当選した方が書類審査の際に提出（提示）していただくものです。提出（提示）できない場合は失格となります。あらかじめ入手可能かをご確認ください。
ご提出していただいた審査書類はお返しできません。

■祭祀の主宰（さいしのしゅさい）の証明について

遺骨の「祭祀の主宰者」とは：
申込遺骨に対し、
・葬儀の喪主を務めた方　　・法事の施主を務めた方　　・死亡届出人となった方
上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方
〈証明書類〉

※ 下記１～４のいずれか１つ

1 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状、又は葬儀執行証明書**

2 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書**（8頁参照）

3 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本**

4 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）**

■居住要件の証明について（1日でも満たない場合は、失格となります。）

申込者は、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、都内に**継続して**５年以上［合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型を含む）の場合は３年以上］居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。

なお、八柱霊園の申込者は、都内又は松戸市に継続して５年以上（八柱霊園合葬埋蔵施設の場合は３年以上）居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。

居住要件の期間内に都内で転居している場合（八柱霊園の申込者は、都内及び松戸市内で転居している場合）、書類審査の際に**住民票の除票**が必要になります。現在居住の区市町村の住民票に加え、以前に居住していた区市町村で住民票の除票を発行してもらってください。

※合葬埋蔵施設及び樹林型合葬埋蔵施設では、存命の埋蔵予定者も申込者同様の居住要件が必要です。

※複数回、居住要件の期間内に転居している場合は、全ての居住地の住民票及び住民票の除票が必要です。

※住民票の除票がとれない場合は、戸籍の附票が必要となる場合があります。

例１）多磨霊園一般埋蔵施設を申込む方で、５年の間（2016年（平成28年）７月３日以降）に都内Ａ市から都内Ｂ区に転居し、現在に至る場合

① 現在居住の都内Ｂ区で**住民票**を発行してもらいます。
② 都内Ａ市で**住民票の除票**を発行してもらいます。
③ **書類審査時に ①都内Ｂ区の住民票と ②都内Ａ市の住民票の除票**をそろえて提出してください。

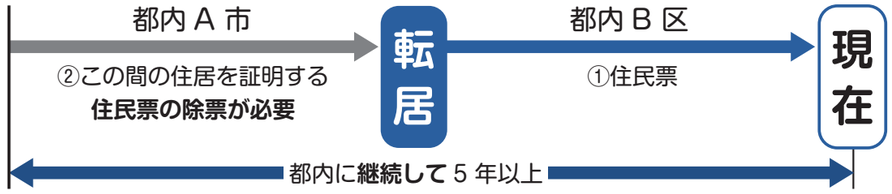

例２）八柱霊園合葬埋蔵施設を申込む方で、３年の間（2018年（平成30年）７月３日以降）に都内Ｃ区から松戸市に転居し、現在に至る場合

①現在居住の松戸市で**住民票**を発行してもらいます。
②都内Ｃ区で**住民票の除票**を発行してもらいます。
③**書類審査時に ①松戸市の住民票と ②都内Ｃ区の住民票の除票**をそろえて提出してください。

■外国人の親族関係等の証明について

親族関係等を証明する場合、外国人の方は戸籍謄本で証明できないため、「外国人登録原票」により証明していただくことになります。「外国人登録原票」はご本人が直接法務省に開示請求し、取得することになっています。開示請求の詳細は、以下でご確認ください。なお、居住要件については、2012年（平成24年）７月９日から、外国人の方についても区市町村において、住民票が発行されることになりましたので、住民票により証明することができます。※「外国人登録原票」は、書類審査時に必要となります。

法務省出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係　電話：03-3580-4111
出典：法務省ウェブサイト　http://www.immi-moj.go.jp/news-list/kaiji_protection.html

※「外国人登録原票」については、発行まで期日がかかることがあります。
　審査書類を期日までに提出する必要があるため、余裕をもって請求を行っていただきますようお願いいたします。

■埋蔵（葬）証明書・収蔵証明書について

申込遺骨を公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方は、当選後の書類審査の際に**埋蔵（葬）・収蔵証明書**が必要となります（下図参照）。
埋蔵（葬）・収蔵証明書は、申込区分２、3、4、5、6、8、9、11 の施設（八柱・青山・谷中・染井霊園一般埋蔵施設、八柱霊園芝生埋蔵施設、多磨霊園みたま堂、染井霊園立体埋蔵施設、八柱・小平霊園合葬埋蔵施設、多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設、小平霊園樹木型合葬埋蔵施設）を申込まれた方の、遺骨の証明書類として有効です。

〈証明書作成上の注意〉

1 **埋蔵（葬）・収蔵証明書の様式**は、縦書き・横書きを問いませんが、**作成例に示した事項が記載されていること**が必要となります。
2 **死亡者氏名（本名）は、戸籍上の文字**で正確にご記入ください。
3 **証明書の証明印は、登録されている代表者印又は法人印でなければなりません。**
書類審査時に提示していただく際には、この証明書の証明印にかかる印鑑登録証明書の添付は必要ありませんが、場合により提出（提示）していただくこともあります。
4 **証明書の写しや遺骨を預けたときの領収書等は、証明書の代わりにはなりません。**
5 **個人墓地又は共同墓地の場合は、**当該地が墓地であることを市区町村長等から埋蔵（葬）証明書の末尾に証明してもらうか、別途証明書を発行してもらうことが必要です。
※ **埋蔵（葬）・収蔵場所が遠方の場合は、証明書の取得に時間がかかることが予想されます**ので、当選後すみやかにご準備ください。
※ 証明書は現在、遺骨が埋蔵（葬）収蔵されている施設の墓地管理者が発行します。

＜ご注意ください＞

1）申込区分１（多磨霊園・小平霊園・八王子霊園）の遺骨に関する申込資格は、「①改葬骨でない遺骨をお持ちの方、②都立霊園一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方」（26 頁、28 頁参照）となっており、**埋蔵（葬）・収蔵証明書では遺骨の証明書類として取り扱いできません。**
2）都立霊園の収蔵施設に預けている遺骨のうち、**必要な更新手続き等を行わず１か月以内に遺骨の引取りをされないと「所定の場所保管」となり、その遺骨での申込みは、申込区分５又は６の八柱霊園合葬埋蔵施設に限られます。**

＜作成例＞

・寺院等の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵の場合

埋蔵（葬）・収蔵証明書
申請者住所　新宿区歌舞伎町 2-44-1-306
氏　　名　霊園　桜（遺骨からみた続柄）長女
1 死亡者氏名（本名）　庭園　梅子
2 死亡年月日　　○○年○○月○○日

上記　庭園梅子 様のご遺骨を当院の墓地（納骨堂）に埋蔵（葬）・収蔵してあることを証明します。

○○○○年○○月○○日

寺院名 宗教法人 △△寺
所在地 ○○市○○町○○番地
代表役員　○○ ○○
（代表者印又は法人印）

・個人又は共同の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵の場合

埋蔵（葬）・収蔵証明書
申請者住所 新宿区歌舞伎町 2-44-1-203
氏　　名 協会　太郎（遺骨からみた続柄）長男
1 死亡者氏名（本名）　協会　一郎
2 死亡年月日　　○○年○○月○○日

上記　協会一郎 様のご遺骨を○○市○○町○○番地の個人（共同）墓地に埋蔵（葬）・収蔵してあることを証明します。

○○○○年○○月○○日
住　　所 ○○市○○町○○番地
墓地管理者　○○ ○○　（墓地管理者印）

○○市○○町○○番地は墓地であることを証明する。
市区町村長又は保健担当部署の長の印（公印）

●使用申請手続き

新型コロナウイルスの影響により、今後の予定が変更となる場合があります。

■使用許可申請（使用料の分割納入手続きを含む）

書類審査が完了した方は、引続き使用許可申請の手続きを行っていただきます。

■使用料及び管理料の納入

・使用許可申請を行った方には、使用料及び管理料（管理料がかからない施設もあります。）を納入していただきます。納入期限までに納入されない場合、墓所の使用を辞退したものとして取り扱います。
・納入通知書は、令和３年 11 月頃（予定）に発送します。
納入期限までに、納入通知書に記載された金額を**指定した金融機関**でお支払いください。
※ 令和３年度の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りで計算した額です。
※ **納入した使用料及び管理料は、お返しできませんのでご注意ください。**但し、使用許可を受けた日から３年以内に許可を受けた施設の返還手続きを完了した場合は、使用料全額のうち半額をお返しいたします。

■管理料について

1 管理料は、霊園の園路、緑地を含めた共用部分の維持管理経費の一部として１年度分を毎年度１回徴収するもので、１㎡当りの単価又は施設（墓所の種類）ごとに料金が定められています。１㎡未満の端数があるときは１㎡に切り上げて計算します。必ず毎年お支払いください。
2 染井霊園立体埋蔵施設、八柱・小平霊園合葬埋蔵施設、多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設、小平霊園樹木型合葬埋蔵施設については、使用料に管理料が含まれているため、年間の管理料はかかりません。

■使用許可証の交付

使用許可申請を終了し、使用料及び管理料（上記「管理料について」のとおり）を納入期限までに納入された方に「埋蔵（収蔵）施設使用許可証」を交付します。許可証は使用者の住所へ簡易書留により郵送しますので、使用許可申請の際に郵便切手（530 円分または 460 円分／申込施設により異なる。）をお預かりします。
※ 郵便料金の改定に伴い変更になる場合があります。
※ 使用許可証交付　令和３年 12 月頃（予定）
使用許可証の交付時に「都立霊園使用の手引き」をお送りします。
ご使用にあたっては、よくお読みいただき、正しくご使用ください。

●使用料の分割納入

使用料が 50 万円を超える施設の場合、4 回まで分割して支払うことができます。

① 使用料が 50 万円を超え、100 万円以内の施設の場合、
使用料の内 50 万円を１回目に支払い、残額は分割回数に応じて均等に分割して支払うことになります。
② 使用料が 100 万円超える施設の場合、
使用料の半額を１回目に支払い、残額は分割回数に応じて均等に分割して支払うことになります。
※ 使用料の分割納入をご希望の方は、書類審査時にご相談ください。後日、分割納入に変更することはできませんのでご注意ください。
※ 分割納入を選択した方で、納入期限までに使用料を支払わず滞納した場合は、使用許可を取り消します。
※ 50 万円以下の施設の場合は、分割して支払うことはできません。

●使用者の責務等

都立霊園の使用者は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、「東京都霊園条例」、「同施行規則」等に定める規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。

〈使用者に係わる東京都霊園条例等の主な規定〉

1 使用施設を他の者に転貸したり、譲渡することはできません。

2 使用者の死亡等により、使用者の地位を承継する場合は、遅滞なく知事に申請し、その許可を受けなければなりません。なお、承継者は、祖先の祭祀の主宰者でなければなりません。

3 埋蔵施設を使用しなくなったときは、ただちに知事に届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません（工事費用は使用者の負担となります。）。

4 知事は、次に該当するときは、使用許可の取消等の処分を行うことができます。

(1) 許可を受けた日から 3 年を経過しても申込遺骨を埋蔵・収蔵しないとき。
※生前申込の埋蔵予定者を除く。

(2) 使用料を納めないとき。

(3) 管理料を 5 年間納めないとき。

(4) 条例等の規定・命令に違反しているとき。

(5) 許可に付する条件に違反しているとき。

(6) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
※使用許可の取消の処分を受けた場合、納入した使用料及び管理料はお返しできません。

●使用上の注意・制限等（一般埋蔵施設・芝生埋蔵施設）

墓所（使用許可範囲内）は、使用者ご自身に責任を持って管理していただきます。

■一般埋蔵施設〔多磨霊園・小平霊園・八柱霊園・青山霊園・谷中霊園・染井霊園〕

1 整地工事

この施設は再貸付施設であるため、墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては使用者の負担により、地固め・根切りなどの整地工事が必要になります。

2 囲障の設置義務

使用する区画を明確にするため、高さ 80cm 以内の囲障を使用許可日から 3 年以内に設置すること（使用者の負担）を義務付けています。なお、設置位置等について、詳しくは各霊園にお問い合わせください。

3 墓碑の高さ制限

墓碑を設置する場合は、高さ 3 m 以内、盛土 35cm 以内とするなどの制限があります。墓碑の設置義務はありませんが、設置する場合は使用者の負担となります。なお、カロート（納骨室）は設置されていません。

4 一墓所一墓石一家名

墓碑を設置する場合は、一墓所に一墓石とし、家名を表示する場合は、原則として使用者（名義人）の一家名を刻字していただきます。

5 墓所内の植樹

墓所内に植樹することはできますが、低木の樹種に限られますので各霊園にお問い合わせください。なお、落葉や根、雑草等により近隣の墓所に迷惑のかからないよう十分な管理が必要です。

6 墓所工事

墓所の工事については、事前に工事施工届の提出が必要です。使用面積に応じた土地の一時使用料がかかります。詳しくは各霊園にお問い合わせください。

■芝生埋蔵施設〔小平霊園・八王子霊園・八柱霊園〕

1 墓碑の設置

墓碑の設置義務はありませんが、設置する場合は使用者の負担となります。

2 墓碑の高さ制限

墓碑を設置する場合は、高さ（カロートふたから 60cm 以内）、幅及び奥行きなどに制限があります。

3 線香立てについて

線香立てを設置する義務はありませんが、設置する場合は線香を寝かせて使用するものなど、芝生の火災予防にご配慮いただきます。

4 家名の刻字

家名を表示する場合は、原則として使用者（名義人）の一家名を刻字していただきます。

5 墓所内の植樹等

生垣、盛土、仕切り、植樹等は一切できません。また、卒塔婆立てを置いたり、囲障を設置することもできません。

6 墓所工事

墓所内の墓石工事等をする場合は、事前に工事届の提出が必要です。詳しくは、各霊園にお問い合わせください。

■小区画墓所について

都立霊園では、多くの方に使用していただくために、3 ㎡以下の小区画墓所の提供を拡大しています。歴史ある都立霊園では、整然とした良好な霊園環境を守っていきたいと考えておりますので、新たな小区画墓所の使用者の方は、周辺の墓所との調和をとりながら、小さな区画に適した墓石を、下記の点に配慮して設置していただくようお願いいたします。

(1) 周辺の墓石等とのバランス
- 墓石の位置、向き、前面の位置等を周辺の墓所と合わせてください。
- 周囲の墓所に比べて、著しく背の高い墓石は避けてください。

(2) 用地の有効利用
- 一般埋蔵施設は、使用区画を明確にするため、囲障の設置が義務付けられています。ただし小区画墓所については、囲障と墓石の土台を一体化することや、囲障を簡易な柵に替えることが認められています。
- 一体型の墓石を設ける際は、その自重に耐える基礎工事が必要です。基礎工事不足が原因とみられる墓石の傾きが発生しています。十分留意してください。基礎工事が不十分なために墓石が傾いた場合は、自費での復旧となります。

memo

申込書①を使用

多磨霊園（一般埋蔵施設）小平霊園（一般埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **改葬骨での申込みはできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（５年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	① **改葬骨でない遺骨**（一度も埋蔵・収蔵したことのない遺骨）をお持ちの方 • 自宅に安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 • 寺院等に仮安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 ②都立霊園一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方（改葬して預けた遺骨を除く。）	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書**（改葬して預けた遺骨等を除く。） **※埋蔵（葬）・収蔵証明書、改葬許可証は、この申込区分では遺骨の証明書類としての取り扱いはできません。**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所の使用者（名義人）は、申込みはできません。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：922,000 円　管理料㎡単価：700 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料(年1回)(円)
TA01 組	10	7.15 ～ 7.80	6,592,300 ～ 7,191,600	5,600
TA02 組	20	5.50 ～ 5.90	5,071,000 ～ 5,439,800	4,200
TA03 組	6	4.35 ～ 4.70	4,010,700 ～ 4,333,400	3,500
TA04 組	62	3.05 ～ 4.00	2,812,100 ～ 3,688,000	2,800
TA05 組	76	2.25 ～ 3.00	2,074,500 ～ 2,766,000	2,100
TA06 組	147	1.75 ～ 2.00	1,613,500 ～ 1,844,000	1,400

小平霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：875,000 円　管理料㎡単価：700 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料(年1回)(円)
KO01 組	15	5.45 ～ 6.00	4,768,750 ～ 5,250,000	4,200
KO02 組	10	4.70 ～ 4.90	4,112,500 ～ 4,287,500	3,500
KO03 組	20	3.20 ～ 4.00	2,800,000 ～ 3,500,000	2,800
KO04 組	15	2.25 ～ 2.80	1,968,750 ～ 2,450,000	2,100
KO05 組	40	1.85 ～ 2.00	1,618,750 ～ 1,750,000	1,400

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては、使用者の負担により、地固め、根切り等の整地工事が必要となります。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行きの比率が **1 対 2.5** を超える縦長の墓所もありますが、アプローチを備えた墓所にすることが可能です。

※今回お申込みをされるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

申込書 1 を使用

小平霊園（芝生埋蔵施設）八王子霊園（芝生埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **改葬骨での申込みはできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（5 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	① **改葬骨でない遺骨**（一度も埋蔵・収蔵したことのない遺骨）をお持ちの方 • 自宅に安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 • 寺院等に仮安置しており、かつ、火葬許可証を提示できる方 ②都立霊園一時収蔵施設に預けている遺骨をお持ちの方（改葬して預けた遺骨を除く。）	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書**（改葬して預けた遺骨等を除く。） **※埋蔵（葬）・収蔵証明書、改葬許可証は、この申込区分では遺骨の証明書類としての取り扱いはできません。**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所の使用者（名義人）は、申込みはできません。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

小平霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：885,000 円　管理料㎡単価：940 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料(年1回)(円)
KS01 組	25	4.00	3,540,000	3,760

八王子霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：299,000 円　管理料㎡単価：940 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料(年1回)(円)
HA01 組	95	4.00	1,196,000	3,760

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。使用場所の選択はできません。
※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
※カロート（納骨室）は交換されますが、拝石・台石はありません。カロートは、直径 21cm（7 寸）の骨壷が 6 個収納できる広さがあります。
※今回お申込みをされるご遺骨は 1 体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

memo

申込書 1 を使用

八柱霊園（一般埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内又は松戸市に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（5 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：201,000 円　管理料㎡単価：700 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YH01 組	25	5.50 ～ 5.90	1,105,500 ～ 1,185,900	4,200
YH02 組	40	4.30 ～ 4.95	864,300 ～ 994,950	3,500
YH03 組	69	3.05 ～ 4.00	613,050 ～ 804,000	2,800
YH04 組	72	2.05 ～ 2.90	412,050 ～ 582,900	2,100
YH05 組	109	1.75 ～ 2.00	351,750 ～ 402,000	1,400

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては、使用者の負担により、地固め、根切り等の整地工事が必要となります。

※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。多くの方にご利用いただくため、大きな墓所を区画割りして再貸付けしております。間口と奥行きの比率が **1 対 2.5** を超える縦長の墓所もありますが、アプローチを備えた墓所にすることが可能です。

※今回お申込みをされるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

memo

申込書①を使用

八柱霊園（芝生埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内又は松戸市に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（5 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（芝生埋蔵施設）

使用料㎡単価：211,000 円　管理料㎡単価：940 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YS01 組	30	4.00	844,000	3,760

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。使用場所の選択はできません。
※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
※カロート（納骨室）は交換されますが、拝石・台石はありません。カロートは、直径 21cm（7 寸）の骨壷が６個収納できる広さがあります。
※今回お申込みをされるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

memo

申込書 1 を使用

青山霊園（一般埋蔵施設）谷中霊園（一般埋蔵施設）　染井霊園（一般埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（５年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

**上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、
失格となります。**

青山霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：2,839,000 円　管理料㎡単価：700 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
AO01 組	32	3.05 ～ 4.00	8,658,950 ～ 11,356,000	2,800
AO02 組	24	1.55 ～ 2.00	4,400,450 ～　5,678,000	1,400

谷中霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：1,810,000 円　管理料㎡単価：700 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
YA01 組	18	3.10 ～ 3.95	5,611,000 ～ 7,149,500	2,800
YA02 組	49	1.60 ～ 1.70	2,896,000 ～ 3,077,000	1,400

染井霊園（一般埋蔵施設）

使用料㎡単価：1,704,000 円　管理料㎡単価：700 円

組　名	募集数	区画面積（m²）	使用料（貸付時のみ）（円）	管理料（年1回）（円）
SO01 組	44	1.50 ～ 1.80	2,556,000 ～ 3,067,200	1,400

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、面積の大きい順（同一面積の場合は、墓所番号の若い順）に割り当てられます。大きさや使用場所の選択はできません。各組の中で最も高い使用料を目安にご検討ください。

※上記施設は再貸付墓所（前使用者が使用した後、返還された施設）です。墓石・カロート（納骨室）等の設置に際しては、使用者の負担により、地固め、根切り等の整地工事が必要となります。
※当選墓所の形状寸法は、区画ごとに異なります。再貸付のため、大きな墓所を区画割りしており、間口と奥行きの比率が **1 対 2.5** を超える縦長の墓所を含む場合があります。
※今回お申込みをされるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

memo

申込書 1 を使用

多磨霊園みたま堂（長期収蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（5 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園みたま堂（長期収蔵施設）

組　名	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）		管理料（年１回）（円）	備　　考
MI01 組	5	６体用	359,000	5,440	•納骨堂（ロッカー形式の墓所） • 使用期間 30 年 （更新可能、更新時に使用料が必要）
MI02 組	35	４体用	287,000	4,350	
MI03 組	11	２体用	215,000	3,260	

注）組単位の申込みとなり、抽選で決定された各組の当選順位により、墓所番号の若い順に割り当てられます。使用場所の選択はできません。
※上記施設は、再貸付施設（前使用者が使用した後、返還された施設）です。
※今回お申込みをされるご遺骨は１体です（使用者になられた後に他のご遺骨も埋蔵できます）。

●長期収蔵施設とは

1 施設の種類
６体用･４体用･２体用があります。それぞれ、直径 21cm（7 寸）の骨壷が、６個･４個･２個入ります。

2 使用期間
使用期間は使用許可日から 30 年間です。満了後遺骨を引き取っていただきます。但し更新可能です。その場合、使用期間満了日の前日までに更新手続きをし、あらためて使用料が必要となります。

3 参拝の方法
間接参拝方式となります。墓参時は､みたま堂正面に設置されている参拝場所で焼香､献灯､献花を行っていただきます。堂内ホールでの参拝も可能ですが、読経、焼香、献灯、献花、供物、飲食はできません。なお､納骨のときには､ご使用の収蔵施設（ロッカー）の前まで行って納骨することができます。申込遺骨は、使用許可日から３年以内に納骨する必要があります。（24 頁「使用者の責務等」参照）

4 家名板の設置
収蔵施設（ロッカー）には家名板を設置することができます。

memo

染井霊園（立体埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内に継続して５年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（5 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）**
遺骨との関係は？	申込遺骨から見て、**親族**（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）である方	**戸籍謄本（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）** ※胎児の遺骨で申込む場合は、下記注意事項をご覧ください。
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**
- 当選された場合、書類審査時に申込者の**実印・印鑑登録証明書**（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。
- 胎児〔妊娠４ヶ月（12 週）以上〕の遺骨で申込む場合の「遺骨との関係」については、書類審査の際に戸籍謄本に代わり「母子手帳」又は「病院等の証明書」をご提示ください。但し、火葬許可証又は埋蔵（葬）・収蔵証明書に続柄が記載されている場合は、必要ありません。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

染井霊園（立体埋蔵施設）

組　名	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	備　　考
SR01 組	30	648,000	• 3 体まで埋蔵できます。

※使用場所の選択はできません。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※現在守っている遺骨が複数ある方は、いずれか１体を申込遺骨として申込みください。（使用者になられた後に、他のご遺骨も埋蔵できます。）

●立体埋蔵施設とは

1 特色
- 永代で使用できます。
- 親族によるお墓の管理が不要です。
- 管理料はかかりません。

2 埋蔵方法
- 遺骨は、使用許可日から 20 年間は、地上のカロート（納骨室）に埋蔵し、その後は地下カロートに共同埋蔵（遺骨を骨壷から出して合わせ葬ること）します。このため、使用許可日から 20 年を過ぎると、納骨したご遺骨の改葬や自宅への引き取りはできません。
- 埋蔵できる遺骨は、3 体までです。
- 申込遺骨以外は使用許可日から 20 年を過ぎても納骨できます。但し、その場合は直接共同埋蔵になります。
- 埋蔵する遺骨の容器は、幅、奥行とも25cm 以内、高さ28cm 以内で不朽性のものとしていただきます。
- 書類審査時及び納骨時に「遺骨共同埋蔵承諾書」の提出が必要です。

3 納骨方法
納骨は、管理所で手続きが終了した後に、職員が行います。使用者及び親族等がカロートに立入ることはできません。また共同埋蔵後、遺骨を納めた骨壷等は返却できません。
申込遺骨は、使用許可日から 3 年以内に納骨する必要があります。（24 頁「使用者の責務等」参照）

4 参拝方法
焼香や献花は、カロート近くに設けられた線香台、献花台又は全体献花台で行っていただきます。
毎年、10 月 1 日（都民の日）に、埋葬者に対して霊園の管理者が献花を行います。

5 施設・設備について
施設に備え付けの名板･墓誌に刻字をすることができます（使用者の負担）。名板には、使用者の家名、埋蔵者名（本名）、生年、没年を刻字できます。
名板は、使用許可日から 20 年経過後に、取りはずします。

立体埋蔵施設への納骨イメージ

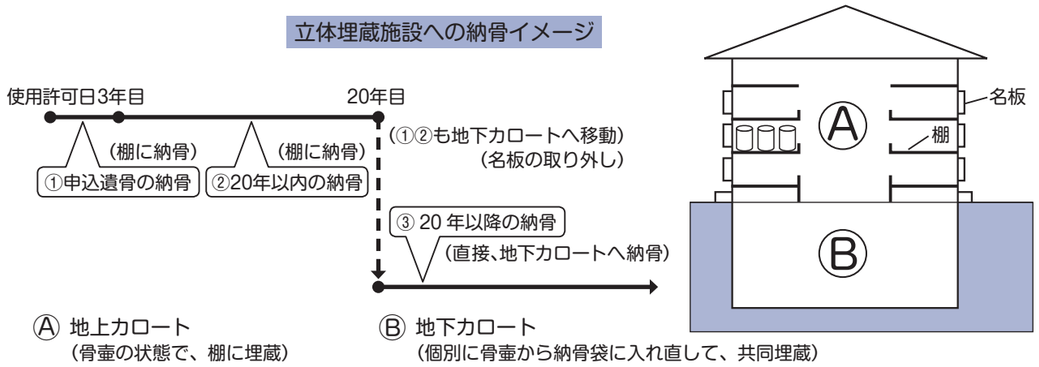

申込書 2 を使用

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
⚠ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨・生前申込の方⇨ 44 頁へ　生前申込の方⇨ 48 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内又は松戸市に継続して３年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）** ④ 死亡事項記載の**戸籍謄本**
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**
遺骨２体の関係は？	**２体用の場合、申込遺骨２体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること**（12 頁参照）	**戸籍謄本**

埋蔵方法は？	〈一定期間後共同埋蔵〉	〈直接共同埋蔵〉
	使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和３年７月２日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

遺骨 …ご遺骨

一定期間後共同埋蔵（遺骨申込区分）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA01 組	１体用	144	134,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 遺骨
GA02 組	２体用		268,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。（遺骨２体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。） 遺骨 ＋ 遺骨

直接共同埋蔵（遺骨申込区分）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA03 組	１体用	234	54,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 遺骨
GA04 組	２体用		108,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。（遺骨２体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。） 遺骨 ＋ 遺骨

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、１体用と２体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

memo

申込書 2 を使用

小平霊園（合葬埋蔵施設）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。
⚠ 分骨による申込みはできません。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨・生前申込の方⇨ 46 頁へ　生前申込の方⇨ 50 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（令和３年７月２日）において、**都内に継続して３年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）** ④ 死亡事項記載の**戸籍謄本**
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**
遺骨２体の関係は？	**２体用の場合、申込遺骨２体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること**（12 頁参照）	**戸籍謄本**
埋蔵方法は？	**〈一定期間後共同埋蔵〉** 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	**〈直接共同埋蔵〉** 納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和３年７月２日以降発行のもの）が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

遺骨 …ご遺骨

小平霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨申込区分）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA15 組	１体用	116	70,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 遺骨
GA16 組	２体用		140,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。（遺骨２体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。） 遺骨 ＋ 遺骨

直接共同埋蔵（遺骨申込区分）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA17 組	１体用	76	60,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。 遺骨
GA18 組	２体用		120,000	申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。（遺骨２体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。） 遺骨 ＋ 遺骨

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、１体用と２体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※一定期間後共同埋蔵の組は１号基、直接共同埋蔵の組は２号基に埋蔵されます。

memo

申込書 3 を使用

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓も必要とお考えの方が申込む区分です。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇨ 40 頁へ　生前申込の方⇨ 48 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（3 体用の場合）が、申込期間満了日（**令和 3 年 7 月 2 日**）において、**都内又は松戸市に継続して 3 年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、21 頁をご確認ください。） 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）** ④ 死亡事項記載の**戸籍謄本**
遺骨・埋蔵予定者との関係は？	**2 体用**　遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること（12 頁参照） **3 体用**　遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること（12 頁参照）	**戸籍謄本**
埋蔵方法は？	**〈一定期間後共同埋蔵〉** 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	**〈直接共同埋蔵〉** 納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和 3 年 7 月 2 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 3 年 7 月 2 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

本人…申込者本人　…存命の埋蔵予定者　遺骨…ご遺骨

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA05 組	2 体用	337	268,000	**2 体用** 申込者＋遺骨 1 体
GA06 組	3 体用		402,000	**3 体用** ①申込者＋遺骨 2 体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨 1 体

直接共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA07 組	2 体用	319	108,000	**2 体用** 申込者＋遺骨 1 体
GA08 組	3 体用		162,000	**3 体用** ①申込者＋遺骨 2 体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨 1 体

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

memo

申込書 3 を使用

小平霊園（合葬埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓も必要とお考えの方が申込む区分です。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇨ 42 頁へ　生前申込の方⇨ 50 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（3 体用の場合）が、申込期間満了日（**令和 3 年 7 月 2 日**）において、**都内に継続して 3 年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。） 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか 1 つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）** ④ 死亡事項記載の**戸籍謄本**
遺骨・埋蔵予定者との関係は？	**2 体用**　遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること（12 頁参照） **3 体用**　遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること（12 頁参照）	**戸籍謄本**
埋蔵方法は？	**〈一定期間後共同埋蔵〉** 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	**〈直接共同埋蔵〉** 納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和 3 年 7 月 2 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 3 年 7 月 2 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

本人…申込者本人　存命の埋蔵予定者…存命の埋蔵予定者　遺骨…ご遺骨

小平霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA19 組	2 体用	202	140,000	**2 体用** 申込者＋遺骨 1 体
GA20 組	3 体用		210,000	**3 体用** ①申込者＋遺骨 2 体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨 1 体

直接共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA21 組	2 体用	48	120,000	**2 体用** 申込者＋遺骨 1 体
GA22 組	3 体用		180,000	**3 体用** ①申込者＋遺骨 2 体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨 1 体

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※一定期間後共同埋蔵の組は 1 号基、直接共同埋蔵の組は 2 号基に埋蔵されます。

memo

申込書 4 を使用

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

⚠ **埋蔵予定者全員が存命であること。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇨ 40 頁へ　遺骨・生前申込の方⇨ 44 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（2 体用、3 体用の場合）**全員が、**申込期間満了日（**令和3年7月2日**）において、**都内又は松戸市に継続して 3 年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内又は松戸市で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。
埋蔵予定者との関係は？	**申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること**（12 頁参照）	**戸籍謄本**（上記の住民票に夫婦・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要）
埋蔵方法は？	**〈一定期間後共同埋蔵〉**使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	**〈直接共同埋蔵〉**納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和 3 年 7 月 2 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 3 年 7 月 2 日以降発行のもの）が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、
失格となります。

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

本人…申込者本人　…存命の埋蔵予定者

一定期間後共同埋蔵（生前申込区分）⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA09 組	1 体用	373	134,000	**1 体用** 申込者ご自身
GA10 組	2 体用		268,000	**2 体用** 申込者＋埋蔵予定者 1 名
GA11 組	3 体用		402,000	**3 体用** 申込者＋埋蔵予定者 2 名

直接共同埋蔵（生前申込区分）⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA12 組	1 体用	593	54,000	**1 体用** 申込者ご自身
GA13 組	2 体用		108,000	**2 体用** 申込者＋埋蔵予定者 1 名
GA14 組	3 体用		162,000	**3 体用** 申込者＋埋蔵予定者 2 名

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

memo

申込書 4 を使用

小平霊園（合葬埋蔵施設）

⚠ **埋蔵予定者全員が存命であること。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇨ 42 頁へ　遺骨・生前申込の方⇨ 46 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（2 体用、3 体用の場合）**全員が、**申込期間満了日(**令和3年7月2日**)において、**都内に継続して 3 年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。） 申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。
埋蔵予定者との関係は？	**申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること**（12 頁参照）	**戸籍謄本**（上記の住民票に夫婦・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要）
埋蔵方法は？	**〈一定期間後共同埋蔵〉** 使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	**〈直接共同埋蔵〉** 納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和 3 年 7 月 2 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 3 年 7 月 2 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、
失格となります。

…申込者本人　…存命の埋蔵予定者

小平霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（生前申込区分）⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA23 組	1 体用	282	70,000	**1 体用** 申込者ご自身
GA24 組	2 体用		140,000	**2 体用** 申込者＋埋蔵予定者 1 名
GA25 組	3 体用		210,000	**3 体用** 申込者＋埋蔵予定者 2 名

直接共同埋蔵（生前申込区分）⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA26 組	1 体用	76	60,000	**1 体用** 申込者ご自身
GA27 組	2 体用		120,000	**2 体用** 申込者＋埋蔵予定者 1 名
GA28 組	3 体用		180,000	**3 体用** 申込者＋埋蔵予定者 2 名

※合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用、2 体用と 3 体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※一定期間後共同埋蔵の組は 1 号基、直接共同埋蔵の組は 2 号基に埋蔵されます。

memo

申込書②を使用

多磨霊園（樹林型合葬埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨・生前申込の方⇨ 54 頁へ　生前申込の方⇨ 56 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（**令和３年７月２日**）において、**都内に継続して３年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）** ④ 死亡事項記載の**戸籍謄本**
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**
遺骨２体の関係は？	**２体用の場合、申込遺骨２体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること**（12 頁参照）	**戸籍謄本**
納骨時の遺骨の状態は？	**〈遺骨〉** 火葬された遺骨。 （納骨時に共同埋蔵します。）	**〈粉状遺骨〉** 火葬された遺骨を粉状にしたもの。 （納骨時に共同埋蔵します。）

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和３年７月２日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園（樹林型合葬埋蔵施設）

遺骨…ご遺骨　粉状…粉状のご遺骨

遺骨（遺骨申込区分）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU01 組	１体用	95	91,000	**申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。** 遺骨
JU02 組	２体用		182,000	**申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。（遺骨２体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。）** 遺骨＋遺骨

粉状遺骨（遺骨申込区分）

⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

粉状遺骨で申込んだ場合は、遺骨を納骨するまでに、粉骨取扱事業者又はご自身により遺骨を粉状にしていただく必要があります。遺骨を粉状にするための事業者について、指定・推薦はいたしません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU03 組	１体用	80	30,000	**申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。** 納骨時に粉状遺骨であること。 粉状
JU04 組	２体用		60,000	**申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。（遺骨２体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。）** いずれも納骨時に粉状遺骨であること。 粉状＋粉状

※樹林型合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、１体用と２体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※樹林型合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※施設の詳細については、14 頁をご覧ください。

樹林墓地と樹木墓地の比較

区　分	多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設（樹林墓地）	小平霊園樹木型合葬埋蔵施設（樹木墓地）
埋蔵方法	樹林の下に設置されたカロートに、他の方の遺骨と合わせて埋蔵します。 ＊埋蔵場所の指定はできません。	樹木の周辺に、遺骨を「個別に」１体ずつ埋蔵します。カロートは設置されていません。 ＊埋蔵場所の指定はできません。
生前申込区分の有無	あり	なし

申込書 3 を使用

多磨霊園（樹林型合葬埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

ご遺骨をお持ちの方で、かつ、ご自身のお墓を必要とお考えの方が申込む区分です。

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇨ 52 頁へ　生前申込の方⇨ 56 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（**令和３年７月２日**）において、**都内に継続して３年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）** ④ 死亡事項記載の**戸籍謄本**
遺骨との関係は？	遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること（12 頁参照）	**戸籍謄本**
納骨時の遺骨の状態は？	**〈遺骨〉** 火葬された遺骨。 （納骨時に共同埋蔵します。）	**〈粉状遺骨〉** 火葬された遺骨を粉状にしたもの。 （納骨時に共同埋蔵します。）

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和３年７月２日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

本人…申込者本人　遺骨…ご遺骨　粉状…粉状のご遺骨

多磨霊園（樹林型合葬埋蔵施設）

遺骨（遺骨・生前申込区分）※遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU05 組	2 体用	240	182,000	申込者＋遺骨１体

粉状遺骨（遺骨・生前申込区分）※遺骨は申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

粉状遺骨で申込んだ場合は、遺骨を納骨するまでに、粉骨取扱事業者又はご自身により遺骨を粉状にしていただく必要があります。遺骨を粉状にするための事業者について、指定・推薦はいたしません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU06 組	2 体用	200	60,000	申込者＋遺骨１体 （いずれも納骨時に粉状遺骨であること。）

※樹林型合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※施設の詳細については、14 頁をご覧ください。

memo

申込書 4 を使用

多磨霊園（樹林型合葬埋蔵施設）

⚠ **埋蔵予定者全員が存命であること。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

遺骨申込の方⇨ 52 頁へ　遺骨・生前申込の方⇨ 54 頁へ

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（2 体用の場合）**全員が、**申込期間満了日（**令和 3 年 7 月 2 日**）において、**都内に継続して 3 年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（3 年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）⇒申込者本人と埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。
埋蔵予定者との関係は？	**申込者本人及び埋蔵予定者は全員存命であり、申込者と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係であること**（12 頁参照）	**戸籍謄本**（上記の住民票に夫婦・親子・兄弟姉妹の続柄が記載されている場合は不要）

納骨時の遺骨の状態は？

〈遺骨〉
火葬された遺骨。
（納骨時に共同埋蔵します。）

〈粉状遺骨〉
火葬された遺骨を粉状にしたもの。
（納骨時に共同埋蔵します。）

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して、合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和 3 年 7 月 2 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 3 年 7 月 2 日以降発行のもの）等が必要です。

**上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、
失格となります。**

多磨霊園（樹林型合葬埋蔵施設）

本人…申込者本人　…存命の埋蔵予定者

遺骨（生前申込区分）⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU07 組	1 体用	875	91,000	**1 体用** 申込者ご自身　本人
JU08 組	2 体用		182,000	**2 体用** 申込者＋埋蔵予定者 1 名　本人 ＋

粉状遺骨（生前申込区分）⚠ 埋蔵予定者全員が存命であること。

粉状遺骨で申込んだ場合は、遺骨を納骨するまでに、粉骨取扱事業者又はご自身により遺骨を粉状にしていただく必要があります。遺骨を粉状にするための事業者について、指定・推薦はいたしません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JU09 組	1 体用	730	30,000	**1 体用** 申込者ご自身 （納骨時に粉状遺骨であること。）　本人
JU10 組	2 体用		60,000	**2 体用** 申込者＋埋蔵予定者 1 名 （いずれも納骨時に粉状遺骨であること。）　本人 ＋

※樹林型合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※樹林型合葬埋蔵施設では、申込数が申込区分ごとの募集数に満たない場合、その残数を他の申込区分へ振替えます。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※施設の詳細については、14 頁をご覧ください。

memo

申込書②を使用

小平霊園（樹木型合葬埋蔵施設）

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **生前での申込みはできません。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**

下記の全ての申込資格にあてはまること

	申込資格	証明書類（原本に限る）
お住まいは？	申込者本人が、申込期間満了日（**令和３年７月２日**）において、**都内に継続して３年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	**本籍記載の住民票**（３年の間に都内で転居している場合は、21 頁をご確認ください。）
遺骨は？	**現在守っている遺骨がある方** 〔例〕 • 自宅に安置している方 • 都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 • 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	下記のいずれか１つ ① **火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります。）** ② **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** ③ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書（22 頁参照）** ④ 死亡事項記載の**戸籍謄本**
祭祀の主宰者ですか？	申込遺骨に対し、 ・葬儀の喪主を務めた方 ・法事の施主を務めた方 ・死亡届出人となった方 上記いずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方	下記のいずれか１つ ① 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる**葬儀一式の領収書**（宛名が申込者）又は**会葬礼状** ② 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる**法事の際の寺院等の証明書（8 頁参照）** ③ 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている**戸籍謄本** ④ 申込者が、申請者となっている申込遺骨の**火葬許可証**
遺骨２体の関係は？	**２体用の場合、申込遺骨２体は夫婦、親子又は兄弟姉妹であること**（12 頁参照）	**戸籍謄本**
埋蔵方法は？	遺骨を納骨袋に入れた状態で、直接、土に触れるかたちで「個別に」埋蔵します。	
注意事項	• **令和３年７月２日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります。**なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設（樹林型及び樹木型含む）を申込む場合は、施設返還の必要はありません。 • 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和３年７月２日以降発行のもの）等が必要です。	

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

小平霊園（樹木型合葬埋蔵施設）

遺骨…ご遺骨

遺骨（遺骨申込区分）　⚠ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

組　名	申込体数	募集数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
JM01 組	１体用	300	194,000	**申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。** 遺骨
JM02 組	２体用		388,000	**申込者は、申込遺骨の祭祀の主宰者であること。（遺骨２体の関係は、夫婦、親子又は兄弟姉妹に限る。）** 遺骨＋遺骨

※樹木型合葬埋蔵施設の募集数は目安であり、１体用と２体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて調整します。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※施設の詳細については、15 頁をご覧ください。

樹林墓地と樹木墓地の比較

区　分	多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設（樹林墓地）	小平霊園樹木型合葬埋蔵施設（樹木墓地）
埋蔵方法	樹林の下に設置されたカロートに、他の方の遺骨と合わせて埋蔵します。 ＊埋蔵場所の指定はできません。 	樹木の周辺に、遺骨を「個別に」１体ずつ埋蔵します。カロートは設置されていません。 ＊埋蔵場所の指定はできません。 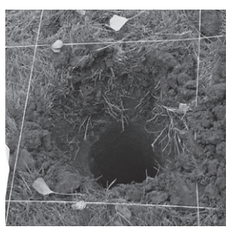
生前申込区分の有無	あり	なし

参考　希望の施設早見表

条件の概略による早見表です。詳しくは、各施設の募集内容をよく確認して、お申込みください。

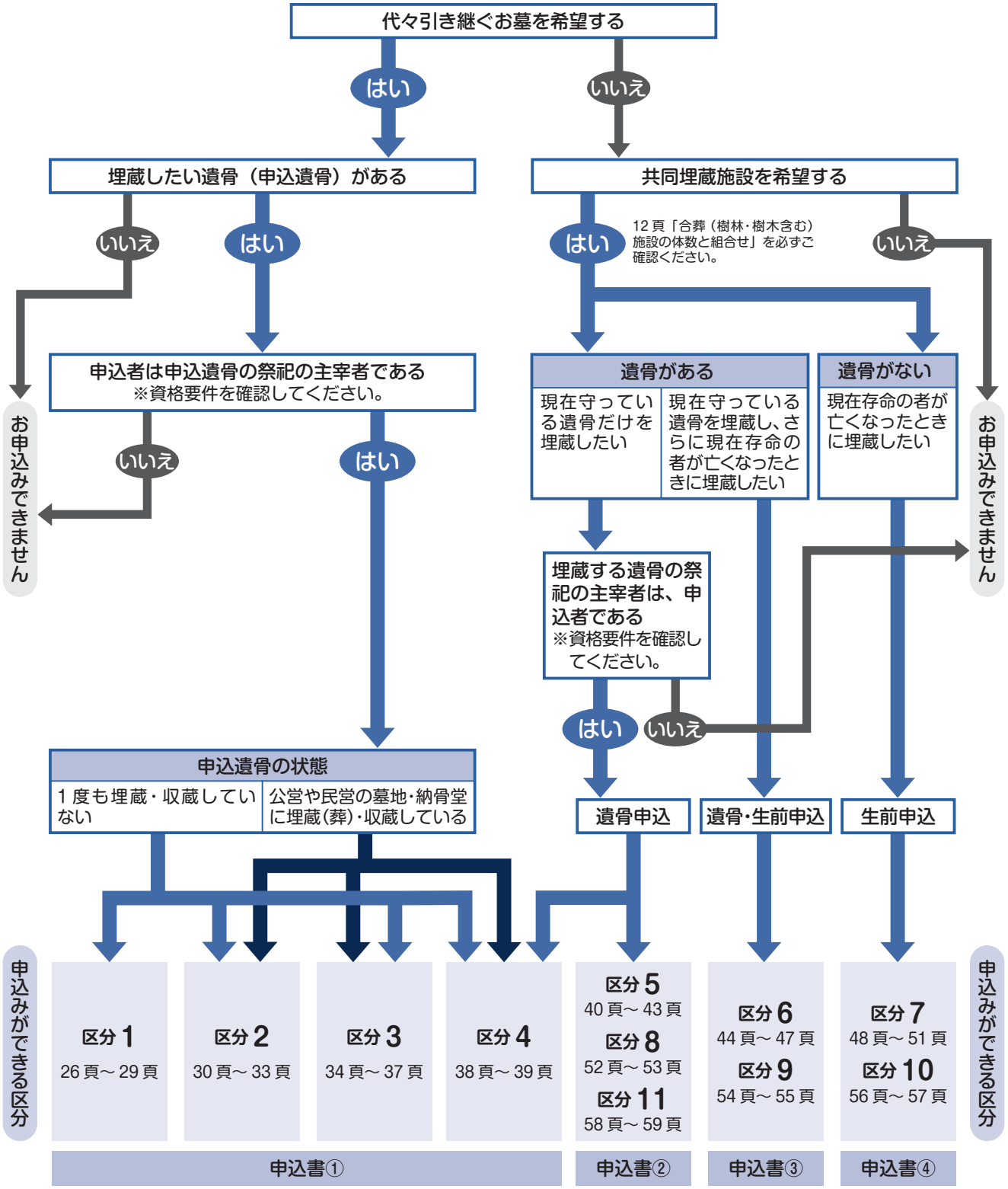

区分ごとに応募条件が異なります。必ず、各施設の募集内容を確認の上ご応募ください。

都立霊園の所在地及び交通機関のご案内

多磨霊園　Tel：042-365-2079

〒183-0002　府中市多磨町4-628
- JR中央線「武蔵境」駅乗換え
  西武多摩川線「多磨」駅下車　徒歩約7分
- 京王線「多磨霊園」駅より京王バスで
  「多磨霊園表門」下車　徒歩約2分

青山霊園　Tel：03-3401-3652

〒107-0062　港区南青山2-32-2
- 東京メトロ銀座線「外苑前」駅下車　徒歩約8分
- 東京メトロ千代田線「乃木坂」駅下車　徒歩約12分
- 都営地下鉄大江戸線、東京メトロ銀座線・半蔵門線
  「青山一丁目」駅下車　徒歩約9分

小平霊園　Tel：042-341-0050

〒189-0012　東村山市萩山町1-16-1
- 西武新宿線「小平」駅下車　徒歩約5分
- 西武新宿線「萩山」駅下車　徒歩約13分

谷中霊園　Tel：03-3821-4456

〒110-0001　台東区谷中7-5-24
- JR各線、京成線、日暮里・舎人ライナー「日暮里」駅
  下車　徒歩約5分
- 東京メトロ千代田線「千駄木」駅下車　徒歩約10分

八王子霊園　Tel：042-663-1533

〒193-0826　八王子市元八王子町3-2536
- JR中央線、京王線「高尾」駅北口より
  西東京バスで「霊園正門」下車　徒歩約1分

染井霊園　Tel：03-3918-3502

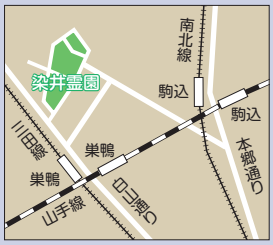

〒170-0003　豊島区駒込5-5-1
- JR山手線、都営地下鉄三田線「巣鴨」駅下車　徒歩約10分
- JR山手線、東京メトロ南北線「駒込」駅下車　徒歩約12分

八柱霊園　Tel：047-387-2181

〒270-2255　千葉県松戸市田中新田48-2
- JR常磐線「松戸」駅乗換え新京成線「八柱」駅
  又はJR武蔵野線「新八柱」駅下車徒歩約20分もしくは
  駅前より新京成バスで「八柱霊園前」下車　徒歩約5分
- 北総鉄道「松飛台」駅下車　徒歩約25分
  （松飛台門（「松飛台駅入口」掲示の信号機）まで徒歩約5分）

各霊園窓口の申請受付時間 8:30～16:30
（お問い合わせは 17:30 まで）
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休業です。

交通機関のご案内の表示時間は、霊園事務所までの所要時間です。

アンケートへのご協力のお願い

本年度都立霊園に応募された皆様に、アンケートのご協力をお願いする場合がございます。
アンケートで知り得た個人情報は、利用目的以外には使用いたしません。
アンケート実施の際は、何卒皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 抽選会

抽選日

令和３年８月19日（木）

※日時の詳細につきましては、「TOKYO 霊園さんぽ」をご確認ください。

東京都公園協会公式 YouTube チャンネルによる ライブ配信

※抽選会は無観客で実施いたします。
会場の見学はできません。

問い合わせ先

募集専用番号　Tel：0570-783-802

●受付時間　9:00～17:00（令和3年7月7日まで）

指定管理者
公益財団法人東京都公園協会霊園課
ホームページ
TOKYO霊園さんぽ（都立霊園公式サイト）
https://www.tokyo-park.or.jp/reien/
※応募に関する問い合わせは、チャットボットをご利用ください。

〒160-0021　新宿区歌舞伎町2-44-1
東京都健康プラザ「ハイジア」10階
Tel：03-3232-3151（土・日・祝は除く）

公益財団法人東京都公園協会は、平成18年4月より東京都の指定管理者として、都立霊園の募集業務を行っております。上記募集専用番号設置期間以外の都立霊園募集に関するお問い合わせ、ご質問等は、左記の霊園課電話番号までご連絡ください。なお、都立霊園の申込み及び貸付について、東京都及び公益財団法人東京都公園協会は、石材店等とは一切関係ありません。

新規貸付施設

染井霊園　立体埋蔵施設

多磨霊園　樹林型合葬埋蔵施設

※令和３年度は、「小平霊園樹林型合葬埋蔵施設」の募集はありません。

新型コロナウイルスの影響により、今後の予定が変更となる場合があります。

この**「申込みのしおり」**は、令和３年度の募集から抽選、書類審査、使用開始（使用許可証の交付）までをご案内していますので、申込み後も大切に保管してください。